

第七十二回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録 第四号

(一八二)

昭和四十九年二月二十五日(月曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 田代 文久君

理事 田中 六助君

理事 山下 徳夫君

理事 渡辺 惣蔵君

理事 愛野興一郎君

理事 塚田 庄平君

理事 松尾 信人君

出席國務大臣

通商産業大臣

労働大臣

出席政府委員

通商産業省立地

公署局長

資源エネルギー

庁石炭部長

労働省労働基準

局賃金福祉部長

労働省職業安定

局失業対策部長

委員外の出席者

科学技術庁

資源調査所所長

大蔵省主税局

税制第一課長

商工委員会調査

室長

委員の異動

二月二十二日

辞任

愛野興一郎君

同月二十五日

辞任

中村 寅太君

同日 中村 重光君 塚田 庄平君

辞任

愛野興一郎君

塚田 庄平君

補欠選任

中村 寅太君

中村 重光君

二月二十二日

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

同日十八日

炭鉱離職者緊急就業対策事業の延長等に関する請願(吉田法晴君紹介)(第二四八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

石炭対策に関する件

○田代委員長 これより会議を開きます。

去る二十二日に付託されました内閣提出の電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案

第一条 電力用炭販売株式会社法(昭和三十八年

法律第四十四号)の一部を次のように改正す

る。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」

を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

(石炭鉱業経理規程臨時措置法の一部改正)

第二条 石炭鉱業経理規程臨時措置法(昭和三十

八年法律第四十五号)の一部を次のように改

正する。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」

を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

電力用炭の価格の安定等を図り、石炭鉱業を営

む会社の経営を適正化し、及び産炭地域における

中小企業者について中小企業信用保険に関する特

別措置を講ずる必要性がなお存続している実情

にかんがみ、電力用炭販売株式会社法、石炭鉱業

経理規程臨時措置法及び産炭地域における中小企

業者についての中小企業信用保険に関する特別措

置等に関する法律の廃止期限を昭和五十二年三月

三十一日まで延長する必要がある。これが、この

法律案を提出する理由である。

○中曾根國務大臣 電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

しておりますが、今後、石炭特に一般炭需要の大宗を占める電力用炭の価格と引き取りの安定等をはかる必要性は、なお継続するものであり、その延長が石炭対策上重要であります。このため、同法の廃止期限を昭和五十一年度末まで三年間延長するものであります。

次に、石炭鉱業経理臨時措置法の一部改正であります。同法は、国の財政資金を受ける石炭企業について、所要の経理面の規制を行なうことにより、経理の適正化と経営の合理化をはかることを目的として昭和三十八年七月に制定され、その後の改正により、廃止期限の延長が行なわれ、現在、昭和四十八年度末がその廃止期限となっております。しかしながら、石炭企業に対する国の助成措置が今後も継続実施されることに伴い、石炭企業に対する経理規制を実施する必要があり、このため、同法の廃止期限を昭和五十一年度末まで三年間延長するものであります。

最後に、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正であります。同法は、石炭鉱山の休廃止により移転、転業し、あるいは経営不安定におちいった中小企業者に対して、その信用力を補完し、経営の安定や企業の再建に必要な資金を確保することを目的として昭和三十八年八月に制定され、その後昭和四十四年の法改正により廃止期限の延長が行なわれ、現在、昭和四十八年度末がその廃止期限となっております。しかしながら、産炭地域の現状にはなおきびしいものがあり、逐年、産炭地域振興対策の強化をはかっているところであり、同法についても、産炭地域振興対策の一環としてその延長をはかることが必要であります。このため、同法の廃止期限を昭和五十一年度末まで三年間延長するものであります。以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○田代委員長 これにて提案理由の説明は終わります。

ました。
本案に対する質疑は、後日に譲ることとしたします。

○田代委員長 次に、石炭対策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺惣蔵君。

○渡辺(惣)委員 石油危機、石炭見直し論のさなかにおいて、久しぶりで開かれました石炭委員会におきまして、特に中曽根通産大臣に質疑をしたいと思ひます。

質疑の冒頭にあたって、私は中曽根通産大臣に対して同情、といひますと非常に恐縮ですが、を持つものであります。それはいまエネルギー危機の問題が集中的に通産省に集中されて、ゼネラル石油の問題や伊藤忠石油の問題あるいは石油連盟の問題、通産省の新設の資源エネルギー庁の汚職事件等、いま通産大臣の周辺に非常に問題が集中しておりますときに、特段の勇氣を持ってこの危機打開のために石炭政策に対して積極的な前向き姿勢を示していただきたいことを、冒頭に希望するものであります。

特に、最近の、去年の十一月以来今日に至る石油危機、石炭見直し問題が天下をおおい尽くしております中に、政府関係の四つの機関からそれぞれ文書が発表されております。

第一の文書は、十一月二十七日に科学技術庁の資源調査会が発表した「我が国エネルギー経済に占める石炭の評価に関する調査報告」であります。これは通産省の所管であるはずの石炭政策が、実は科学技術庁の発表が一番具体的なんであります。膨大な資料を添えて発表しております。石炭問題に関しまして、通産省でなくて科学技術庁のほうがより熱意を示しておる証左であると思ひます。

次に出ておりますのは、十二月七日の石炭鉱業審議会におけるいわゆる第五次中間答申であります。

す「エネルギー情勢の激変に伴う石炭対策について」、この文書であります。これを論議の主体にする以外にない状況であります。

第三の問題は、十二月十八日に出ております「新エネルギー技術開発の進め方について」、これは工業技術院の産業技術審議会の提案であります。

最後に問題になりますのは「今後の総合エネルギー政策の進め方について」、これはまだ答申が出る段階でなくて、諮問したばかりであります。一月二十九日でございますが、一番新しい関係文書であります。この産業構造審議会が提案しておりますのは、今年の六月もしくは八月までに結論をつける、答申を出す予定だという、きわめてマンデーであります。これはおそらく明年度の予算要求に合わせばいいという、今年度の話ではないと思ひます。

こうした非常に急激な変貌の中にありますエネルギー対策につきまして、政府の諸施策というものは、各省、各審議会ばらばらで何ら具体的にまとまったものが見出せないであります。こういう状況の中で、特に当面の認識の問題が非常にきわ立って出てきております。

石炭政策は恒久対策と緊急対策の二つに分かれなければならぬと私は考えます。

恒久対策では、資源エネルギー一般の問題として長期展望の問題が必要でありましょうが、石炭政策の場合では、緊急に措置を要する幾多の問題があります。これらの文書、政府の見解を総合してみますと、ほとんどの問題はいわゆるサンシャイン計画に解消する、長期展望の名においてそれが西暦二〇〇〇年を目途にした、もしくは昭和八十五年を目途にしたというような長期の展望であります。

長期の展望はなるほど非常に大事であります。しかし長期の展望が大事であるということは、その前提として緊急の対策が必要であると思ひます。緊急の対策を抜きにした長期展望だけを追いかけることは、石油危機、石炭危機という問題をいたずらに視点をすりかえようとする危険もあり

ますし、当面の石炭対策の措置を誤ることになると思ひますが、この点につきまして特に通産大臣に、エネルギー問題特に石炭の位置づけに関する当面の問題に対して明確な所信を伺いたいと思ひます。

○中曽根國務大臣 最近における石油事情の変化というものは、単にこれは過渡的にあるいは短期間の現象としてとらうべき問題ではなく、歴史的な一つのエネルギー構造の転換への波頭であるように私は感じております。これはOPECの諸国の政治的自覚、長い間石油価格が安く据え置かれたことに対するそういう国際的反動というものがからきておりますし、それにイスラエル問題という問題がからまって出てきておる問題であります。しかし、非常に大きな部分は、そういう経済構造の問題、いわば経済的ニューオーダーを求めるといふ動きであるだろうと私は思ひます。そういうような情勢から、これが世界のエネルギー供給の問題、それから価格の問題等にどういうふうに関与していくか、深甚の注意をもって見守る必要があると思ひます。

そういう意味におきまして、いままで何回か石炭政策の見直しをやつてまいりましたが、今回の見直しというものは、いままでの見直しと根底を異にする見直しを行なうべきである、非常に総合的に、そしてかつ技術的に、いままでの立場を離れて考へべきである、こういうふうに私は心得ておるわけでありまして、それだけに非常に慎重にかつ根柢を検討する必要があると思ひますので、この間総合エネルギー調査会に諮問いたしましたので、十九日から第一回の審議会が始まったところでござります。

一つの大きなポイントは、この石油というエネルギーが今後どの程度いまままでのような力をもつて持続できるか、また、代替エネルギーがそれに對抗してどういうふうに出現してくるであろうかというふうな見通しが、また一つの大きなポイントでありますし、そういうエネルギー構造の変換に基づいて国のセキュリティ、国民経済的セキュ

リテイという問題もまた見直すべき時代に入っているように思います。そういう観点から、いまエネルギー情勢全般の見直しをやってもらっているのをごさいますから、この石油の問題一つ見ても、まだ安定構造に入っておるわけでごさいます。供給の問題にしてもあるいは価格の問題にしても、まだまだこれから流動的に動いていく要素は非常に多いごさいます。そういう情勢をよく把握して、まず長期的にこういふふうにとらえて間違いないというポイントをつかみ出して結論をつくるべきであるという考えに立ちまして、このエネルギー調査会における答申をわれわれは見守りたいと思っておるわけでごさいます。

若干時間がかかりますのは、そういうような対象自体がまだ流動的でありするために把握しにくいという要素もあると思うのでありますが、しかし従来の立場を離れて、もう一回根底から洗い直せという要請は、これは現実化しておると思うのであります。そういう意識に立って、この答申を得て、それに基づく改革を執行してまいりたい、そう考えておるわけであります。

○渡辺(憲)委員 大臣の意見の中に、やはり当面する石油の需給状態について、非常に不安定感について心配しているという気持ちがあられておりますが、それにしては政府自身が石炭政策よりも、ほとんどの文章を見ますと、サンシャイン計画に中心を置いておる。昭和八十五年まで一兆数千億円の金を投ずる。石炭政策に対するいろいろな予算よりも、今年度だけでも、石油の問題と石炭政策のごたごたしている最中に、まあ悪いことばで言えば火事どろ式に石油危機と石炭危機を利用して、従来からもあったであろうサンシャイン計画に対して膨大な予算をかけていながら、石炭政策に対する基本の問題についてはほとんど力点が置かれておらない。石炭の問題は、このままでいきますと完全にサンシャイン計画の中に解消されてしまふ危険を感じざるを得ないのであります。サンシャイン計画と石炭政策との関連につきまして大臣からお答えをしたいと思います。

○中曾根国務大臣 サンシャイン計画は、日本の総合エネルギーの開発研究という面からささまざるのエネルギーについてその可能性と開発を行なわんとするものであります。その中でもわれわれが特に重点を入れているのは、石炭のガス化及び液化の問題であります。サンシャイン計画全般について、ことしの予算は、たしか二十億円強でございすけれども、その中でもかなりの部分は石炭のガス化及び液化の研究に注ごうと考えておるわけでありす。それから、各国との経済あるいは技術開発研究という面も、石炭のガス化という問題にかなりの力を入れてやろうとしておるのでございまして、そういう点におきまして、サンシャイン計画の一つの大きな柱は石炭の利用である、そういうふうにお考えになっていただいてけっこうであると思ひます。

○渡辺(憲)委員 大臣も言われるように、サンシャイン計画は今年度だけでも実に二十四億四千万円という膨大な費用をかけております。そのうち太陽熱エネルギーであるとか地熱エネルギー、水素エネルギー、総合研究その他を含めまして、いま問題になりました合成天然ガスの四億四千万円の支出のうちに、特にこの部分だけふしぎなんです。ほかは全部一般会計から支出されると思うのですが、合成天然ガスの分だけが特に石特会計から一億七千万円振り向けておられます。にもかかわらず、こういう長期的な計画について膨大な調査費をつけておながら、石炭の当面する政策につきましては、たとえばあとで問題にいたしますが、深部開発の問題とかあるいは新鉱開発、再開発等の問題につきまして、ほとんど目新しい政府の施策が打ち出されておらない。このことにつきましては、合成天然ガスの問題はわかりますが、当面した石炭の新鉱開発の問題や再開発の問題、あるいはそれに当然伴うところの炭鉱の深部開発等の当面した緊急な課題の問題につきまして、大臣はどういう姿勢をとっておられるのか明らかにしていただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 石油事情の大きな変化によって新しい見直しをやつて、それについて石炭の比重というものをいままでも変えるというのは、総合エネルギー調査会の答申を得て、そして来年度予算から正式に取り組んでいこう、そういう考えでございまして、それまでに石油情勢のいろいろなデータもつかみ得るであらう、そういう考えがまた背景にあるわけでごさいます。

本年度は第五次答申を実施していく、特に十二月の中間答申を執行していく、そういう基本ベースに立ちまして予算要求をしたのでございまして、いまいろいろ指摘された問題等は、これを拡充強化するという場合には、これは第五次答申以上の線に向かつて進む、そういう可能性が出てくる場合には、これはエネルギー調査会の答申等によってそういう可能性がなきにしもあらずでございす。そういう場合において、来年度予算からさらに大がかりの方策を検討していきたい、そう考えておるわけでごさいます。

ことしの事業規模につきましては石炭部長から御答申申し上げます。

○高木(俊)政府委員 ただいま先生から御質問のございまして合成天然ガスでございすけれども、合成天然ガスのほうは、これは一般予算のほうから支出いたしておりますので、御訂正させていただきますと思ひます。

石特会計から支出いたしておりますのは、いわゆる低品位炭関係のガス化発電の研究でございまして、これについて一億七千万、石炭から出しておる。

それにもう一つは、石炭ガス化の実用化ということで、ルルギの試験炉を導入いたしまして、電気で試験していただくということで、これは二カ年計画でございすけれども、初年度二億という金を石炭のほうから出す予定にいたしております。

なお、予算関係でございすけれども、いま申し上げましたいわゆる石炭のガス化、液化に対する研究費のほかに、いわゆる緊急対策として必要増大という見地から、産炭地火力発電所の建設に対しまして、これは四カ年で二十七億を支出する予定にしておりますけれども、初年度といしまして五億四千九百万円を補助する予定にしております。

なお、緊急対策の意味を持つものといしましては、安定補給金の増額、これはトン当たり五十円ないし二百五十円を現行制度にプラスして出すようにいたしておりますし、なお、一番炭鉱の基盤をなします骨格構造につきましては、四億九千二百万円を増額を予定しておる次第でございす。

○渡辺(憲)委員 いま、この石炭鉱業審議会の間答申も、実は昭和五十一年には二千二百五十万トンにする、現在の状況から見ると相当量ふえる、一割近く増産をされるということになります。その石炭はどういう方法で増産される計画でございすのか。いまの炭鉱の状況の中で、そういう展望が具体的にかけ声だけでなしに、どこから増産されるか明らかにしてもらいたいと思ひます。

まずそういう前提条件で、第一に一番問題になりますのは、現在の山の山をこれ以上つぶさないということが明らかにされなければならぬと思ひます。たとえば夕張の北炭にいたしまして、平和鉱は夕張新鉱に合併いたしまして、この十月ごろには消滅するという状況になっております。こういう三年も前からきまっておった、協定されておった事実の問題はかりに別といたしまして、現存する炭鉱を今後閉鎖しないということの明らかなきめが行なわれなければ、増産どころじゃないです。どんどん崩壊していくと思ひます。

この点につきまして、一体昭和五十一年度二千二百五十万トンというのはどういう方法で確保しようとしているのかという点の計画を明らかにしていただきたいと思ひます。

○高木(俊)政府委員 当初の「二千万トンを下らざる」という線に對しまして、二千二百五十万という数字を中間答申でいただいたわけでごさいますけれども、二百五十万トンにつきましては、現有炭鉱の能力増でございす。と申しますのは、

現在需要の面から生産を制限している山がございます。ここで山名を申し上げてもあれでございすけれども、そういう一、二の炭鉱の増産によりまして九十万トンに可能でございます。なお、残りの百六十万トン近い数字でございすけれども、これは露天掘りの炭鉱の生産を目標にしておりまして、こういう露天掘りと現在の能力増というものをもちまして、二百五十万トンは可能であるというふうに見たわけでございす。

○渡辺(憲)委員 露天掘りの点についてはいろいろ問題がたくさん出てきているのです。したがって、露天掘りの問題についてだけ、それに非常に依存しようというのは非常に危険があると思ひます。開発方式による山の荒廃その他の問題が起ころうとします。鉱害問題もぼつぼつ出始めています。したがって、いまの骨格構造の改善や深部開発等の困難なところに目を向けなくて、非常に安易なところに期待しようとしているところは、非常に石炭政策の甘さ、底の浅さ、金をかけないで当面目標を達成するために増産だけをやればよい、こういう考え方におちいる危険があります。もう少し、一体どの山に露天掘りの増産を求めているのか、露天掘りというのはどれくらい増産の中に位置づけられているのか、明らかにしていただきたいと思います。

○高木(俊)政府委員 先ほど申し上げましたように、現有炭鉱の増産及び新鉱のほうの現在手をつけております北炭新鉱及び三池の新鉱での、当初の計画の増産という分も一応見込んでおりまして、そのほかに北海道を主体にしました露天掘りの生産量を百三十万トンというふうに見ております。

○渡辺(憲)委員 これは考え方を根本的に改めてもらわないと、露天掘りなんというものは石炭のうちに入らないのですからね。炭鉱のうちに入らぬですよ。土壌の表皮をひんめくって、山も木もみんなあと始末もしないで、一番安易な、組夫か下請の会社がやっている仕事にすぎない。三井、三菱あるいは北炭とか住友という基本的な会社は露

天掘りなんかしておりませんよ。露天掘りをやると問題が起る危険があるから、みんな下請会社との組に責任をおつつけて、したがって補償能力も何もないという状況です。そういう露天掘りといふ炭鉱の本質的な形とは、どだい根底が異なると思ひます。その根底が異なるところの石炭政策に金をつぎ込まないで、露天掘りで、いつ食い逃げしてもいつやめてもいい、立て坑も坑道も何も要らない、山の表皮だけ、木を抜いて表皮をひっぱがして、いつやめてもいいような、放棄してもいいような危険な状況の中で出炭を求めるといふことは、われわれは根本的にそういう考え方は受け入れられない。石炭政策でも何でもありません。下請け会社の組夫のやることです。無規律にやることです。むしろ本来言うところ、いま石炭が重大なときですから、露天掘り制限の方針をとらなくちゃいかぬ時期に、露天掘りに依存して二千二百五十万トンの増産を補給しようなんという考え方は甘過ぎると思ひます。ですから、私どもは石炭政策について疑念が晴れないのです。

石炭政策について根本的に変えるといへば、その一番根底をなしている石炭鉱業合理化臨時措置法、昭和四十四年に改正した法律ですが、この中で坑口の開設等を制限してある。山を取りつづすために、石炭鉱業の合理化方針が法律の第一条で規定されてある。開坑を制限する等という山の取りつづしの法律が基礎になっているのですから、したがって、この山の取りつづしを重点に考えているところの合理化法自身を改めてもらわなければ、石炭の見直しにならぬのです。こういう法律を存在させておいて、石炭の見直しなんというのはおかしいと思ひます。これは全然問題にならぬと思ひます。

その第二は、このような規定をしている、山の取りつづしをやらせるといふ目的でつくられた合理化法、この合理化法を改正する用意があるか、これを削除する、そして改正する用意があるか、もしくはこの項目について凍結をする、たな上げするという用意があるかどうかについて所信を承

りたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 合理化措置法を含めまして、現在の石炭政策はスクラップ・アンド・ビルドという方向でやられておるのであります。スクラップだけではない、ビルドというものがついておるわけでありまして、それで、立て坑の開発とかあるいは深部の採炭であるとか、そういうような点につきましては、いま積極的に進めようというわけでありまして、単にスクラップだけではないというふうな御理解いただきたいと思ひます。しかし、その合理化臨時措置法全般も含めまして、今回の総合エネルギー調査会等の答申の情勢も見まして、もし必要あらば、もう一回それら全般を見直すことにやぶさかではございせん。

○多賀谷委員 ちよつと関連して、大臣は石炭鉱業合理化臨時措置法はスクラップ・アンド・ビルド、ちよつとしゃいました。なるほどビルドのことも書いてあります。しかしこの法律は、基本的にはやはり山を縮小していく、こういう点かなり重点になっておるわけですね。

そこで、私はビルドのほうは大いにやっていただきたいのですが、スクラップのほうの規定は今日の段階においては凍結をすべきではないか、こういうふうに思ひます。見直す見直しと言いつながら、一方においては山がどんどんつぶれていく。ですから社会はふしぎに思つて、軍艦島なんかの問題を取り上げるわけですね。石炭見直しといっているのになぜ山がつぶれていくのだらうか、これはきわめてふしぎに一般は考えておるわけですね。

そこで私は、ひとつスクラップのほうの規定といふものは一時凍結すべきだ。それは大臣、いま石油問題その他をはじめとして指導でおやりになつておるのですから、指導でけつこうです。ですから指導をして、スクラップは一時停止をする、凍結をするのだ、こういう決意はないかどうか、これをお聞かせ願ひたい。

○中曾根國務大臣 スクラップはできるだけ回避する、そういう方向で政策を進めていきたいと思

います。スクラップ化するという場合には、経済的可採炭量があるうすで枯渇したとか、あるいは保安上著しい危険が出てくるとか、そういう場合に行なわれるとわれわれは理解しておりますが、今回のこういう石油情勢全般も考えてみまして、行政指導上も、従来もそうでありましたけれども、さらに一そうスクラップ化はできるだけ回避する、そういう方向で指導を強力に進めてまいりたいと思ひます。

○多賀谷委員 これは、今日のエネルギー問題は、もう労使の問題を越えておると思ひます。でありますから、合理化法その問題となるものは、労使さえ納得をし協定をしたら、政府は自動的に買上げるといふのが大体趣旨です。

そこで私は、スクラップというのは今後認めない、新政策が出るまでは凍結するのだ、こういうことをひとつ政府としてきめてもらいたい。もし炭量が枯渇してどうにもならない場合は、それは政府の責任でひとつづつしてもらいたい。ですから、私は労使は、これはもうやむを得ないと言ふかもしれない。しかし、政府としては、このエネルギー事情のもとでは、ひとつせひ掘つてもらいたいというところで、その存続は政府の責任において、閉山も政府の責任において、これを認める。この態度がいまの時期一番必要ではないかと思ひます。この法律を直すといつてもたいへんな作業ですから、それをすぐ直せ、いつまでに出しなさいということは私は言ひません。言ひませんが、少なくとも今日、日本経済の根底をゆるがすような問題が起つておるときに、次から次へ炭鉱がつぶれていくといふことは、これは日本経済にとつても大きな損失です。でありますから、それについては政府の責任において処置をする。あえてもう一言言うならば、政府がとめたためたで、それだけの補給をしてやる。幸いにして今度の第五次答申の中には、個別的炭鉱の安定補給金ができることになつておる。個別的炭鉱の補給金ができることになつておる。しかし、今度の予算を見ると、まだ炭田別しか出ていない。しかし、個別

的炭鉱の補給金がある。これは、これは日本経済にとつても大きな損失です。でありますから、それについては政府の責任において処置をする。あえてもう一言言うならば、政府がとめたためたで、それだけの補給をしてやる。幸いにして今度の第五次答申の中には、個別的炭鉱の安定補給金ができることになつておる。個別的炭鉱の補給金ができることになつておる。しかし、今度の予算を見ると、まだ炭田別しか出ていない。しかし、個別

的にできるわけですから、もし政府全体としてその石炭は必要であると考えれば、個別的な安定補給金の制度を活用すべきである。これは何も法律は要らない。行政処置でやっておるわけです。そうして、これはやっぱり残していくように努力をする。ですから、政府の責任において閉山あるいは存続をきめてもらいたい。これに対して御答弁をお願いしたい。

○中曾根閣内大臣 先ほど来御答弁申し上げましたように、政府としては極力これを回避する、閉山は政府におきましてでもできるだけ阻止する、そういう方向で行政指導等によりまして努力していきたいと思っております。

具体的には、石炭部長から御答弁申し上げます。

○高木(俊)政府委員 閉山につきましては、これまでできるだけそれを避けるという方針で、閉山前に企業の方からお話がありましたときに、何とか掘れないものかということで指導していたような次第でございますけれども、最終的には、労使の話し合い、企業の判断ということに基づきまして閉山したのが事実でございます。

今後は、自然条件の悪化あるいは可採炭量の枯渇による、すでに労使でお話し合いができておる一、二の炭鉱もございまして、今後、政府としては、炭鉱につきましても、今後、政府としては、もちろんございまして、合理化事業団の中にございまして管理委員会のおきましても、いま先生御指摘になりましたような補助金の制度あるいは経理改善資金の制度、そういうものを動かしながら、できるだけ存続するようにつとめたいというふうに考えております。

○渡辺(惣)委員 この第五次答弁申の役所から配付したパンフレットがありますね、この第八ページ、最後のページ、いま石炭部長から管理委員会のお話が出ましたが、この管理委員会の任務の規定の二項に、「石炭鉱業合理化事業団所有鉱区及び消滅鉱区の鉱区調整による活用に関して助言指導を行うこと。」という一項目がありますが、これはどういう意味ですか。

これは言いかえすならば、従来の石炭政策で閉山をした山の中にたくさん残炭がある、石炭事業団が買収したもののやその他の鉱区の中にたくさん残炭があるのだ、あるからそれをもういっぺん再開発しようという助言指導を行なうという意味に受け取ってよろしいですか。でなければこういう条項がここに出てくるわけがない。

ということになると、従来の炭鉱の閉山は非常に粗雑であって、至るところにたくさん石炭が残されたまま、無理なエネルギー事情で、石油優先の事情のために、石炭がゴリ押しに取りつづされたというところを示すものである。いまになって、膨大な経費をかけて国が山をつぶしたやつを、もういっぺんこの合理化事業団の所有のものを再開発をさせよう、こういう企て、考え方をしているということが管理委員会における指導事項であるかどうかということを開明かにしてもらいたいと思っております。

○高木(俊)政府委員 ただいま先生の御指摘の点でございますけれども、例の閉山炭鉱の再開発あるいは新鉱の開発というものについて、確かに中間答申におきましては、企業別の事業遂行に対する助言指導ということ、もう一つは、事業団が所有します所有鉱区あるいは消滅鉱区の鉱区調整による活用というような点が出ておるのも事実でございます。

現在、合理化臨時措置法の三十五条の十という項目によりまして、放棄された鉱業権につきましましては、鉱区調整を除きまして、出願の不許可という規定になっております。現在、実施しております山の隣で事業団が所有しておる鉱区あるいは放棄された鉱区につきましましては、合理的に開発ができる場合は、それが鉱区調整という形で鉱業権を付与するようになっております。しかし、消滅された鉱区におきましては、全然隣に隣接炭鉱がないという場合につきましては、いま申し上げましたように、鉱業権の出願の不許可という規定がございまして、この点今後、いま先生御指摘になりましたような、いわゆる事業団が所有してお

ります鉱区でも、いわゆる経済性のあるという鉱区の中にはあろうと思っております。しかし、単にそれを再開発というだけで安易に許可もできぬことではなからうかと思っておりますけれども、これは保安上の問題もございまして、いろいろ検討する事項がございまして、そういう点を検討いたしまして、なお価値があるという点が出てきた場合は、管理委員会のおきましても、この取り扱いはどういうふうに行うかという点について御指導をお願いいたします。

○渡辺(惣)委員 科学技術庁の資源調査会の報告書のほうによれば、日本の現存する石炭の埋蔵量、現にこの時点で埋蔵されているのは百九十二億トン、亜褐炭でいきますと十七億トンという可採炭量がある、こう発表しております。これは同じ系列の役所のデータですから、この数字は間違いありませんか。

○高木(俊)政府委員 通産省で調査いたしました結果の数字は、二百二億トンという数字になっております。

○渡辺(惣)委員 これは通産省の科学技術庁よりもずっと多いわけですね。たいへんけっこうなことです。

そこで問題は、一体全国で取りつづられた鉱区、未開発の鉱区やその他取りつづれた鉱区も含めて、いま通産省は、全国にわたって、特に北海道地域にわたって、休眠の復活の問題や再開発の問題あるいは新鉱開発の問題等に対して調査をしておりますか。現実に調査しておりますか。その調査の結果はどういうふうになっているか明らかにしてもらいたいと思っております。

○高木(俊)政府委員 二百二億トンと申し上げましたのは、これは理論可採埋蔵量でございまして、このうち幾らが掘れるかというのが一番問題になるのじゃないかと思っております。昨年、一昨年の五次政策のときに、当時生きておる山の二十一年炭鉱と、新鉱の二炭鉱を入れました二十三炭鉱の炭量を、企業から資料も出していただき、なおうちのほうもそれをベースにしましていろいろ検討

したわけでございまして、そのときの数字といたしましては、二十三炭鉱で五億九千万トン。これは、当時コストが四千五百円が平均でございまして、倍の九千円以内のコストで掘れる炭量ということで試算したのが五億九千万トンでございます。しかし、その後閉山した炭鉱も五億九千万トン、この炭量が約三千万トンございまして、そういう見方で見れば五億九千万トンは減っておるというふうに見えますけれども、現在のコストを幾らにセッティングして炭量を見ることがポイントにおいては、五億九千万トンが何ら固定するものではないと思っております。

なお、閉山した炭鉱につきましましては、事業団がいろいろ資料を持っておりまして、事業団に命じまして、このうち、保安上の問題あるいは経済的な問題、そういうことを加味いたしまして今後掘れる炭量は幾らぐらいあるのかということをお示ししている最中でございます。これも当然将来のコストというものを想定いたさなくちゃなりませんので、現在は二万円までで掘れる炭量は幾らであろうかというふうなことで一応計算をさすようにいたしております。

なお、現有の炭鉱につきましても、企業のほうにそういう図面を提出してもらいように準備をしております。

なお、北海道のいま先生の御指摘の調査でございまして、事業団あるいは試験所等によっておるんではなからうかと思っておりますけれども、うちから特に北海道にどうこうしろということで指示したあれはございません。

○渡辺(惣)委員 その百億トン埋蔵量があるという問題につきましましていろいろ諸説があるようです。あなたは五億トンと云っておりますが、少なくとも最近出ていますいろいろな資料によると、石狩炭田では六十三億トン、釧路地帯では二十億トン、天北炭田で十億トン、留萌炭田で五億トン、その他で二億六千万トンある、こう伝えられておりますが、あなたは初めから、いま電力用炭の価格がぐづつげになっている状況の中で、電力会社

を助けるような、石炭の資源を大事にするか経営本位にものを考えるかという意味で、可採炭量が多きり転倒してしまっていますが、こういう現実にあるかどうかというのをひとつ承りたいと思います。

○高木(俊)政府委員 いま先生御指摘の天北地域につきましては、先ほど申し上げました二百二億トンの理論可採埋蔵炭量の中では約十億トンというふうに記載されているんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのうち実収炭量といふたしましては、掘れるという炭としては約七千五百万トンではなからうかというふうな私なんかは見ております。しかし、七千五百万トンといふのも、当然掘り上がってくるブライスなりコストなりというものを前提にしておりますし、なお技術上、炭たけの薄い、いわゆる三十センチから以上のやつが全部この二百二億トンの中に入っておりますので、事実三十センチぐらいの炭が掘れるかどうかという問題がございまして、なお、天盤、下盤の状態、保安上の問題、あるいは先ほど申し上げました閉山炭鉱におきましてはガスの問題、水の問題、そういうことも十分検討し、採算に乗る炭であるならば、これはエネルギーの多様化という点からも再開炭ということもいすれば考えなくちゃならぬ問題ではなからうかというふうに考えております。

○渡辺(惣)委員 いまの露頭炭など、非常な不安定な危険なものに増産を依存しない限り、新鉱開発や再開炭の問題が当然課題になってまいります。現実にあなたいは、買い取り鉱区を持つておる石炭合理化事業団に調査を命じていると言いますが、それは通産省の仕事じゃないですか。通産省はそういうことを調査できないのですか。

現にいま札幌通産局の調査資料を私は持っているんですよ。あなたはそういう北海道における新鉱開発やあるいはこれらの百億トンをめぐる北海道地域における産炭地の——これはそれではどういう意味で調査しているんですか。精密な調査ですね。

○高木(俊)政府委員 おそらく局のほうから先生のはうにお出しした資料は、うちのほうも実は写しを持ってあります。しかし、これはうちから指示したのじゃないで、最近、去年の暮れから例のエネルギー危機に対する石炭の見直しというふうな機運のもとで、札幌通産局独自のいろいろな研究をやり、今後そういう問題が発生した場合でできるだけ早急にその資料が使えるようにというふうなことで、独自に研究しているものでございまして。

なお、事業団の資料につきましては、これは事業団が閉山炭鉱を買収いたしますときにいろいろな調査を、小さな計算をいたしております。炭層の厚さあるいは傾斜の問題とか、そういう資料が豊富にあるという点をベースにいたしまして、事業団で見直していただいたほうが一番正確な数字が出るんじゃないかというところで、事業団に依頼しておるというのが事実でございます。

○渡辺(惣)委員 どうも答弁があつちやこつちやになつてきたですね。あなたは、札幌通産局に本省が命令して調査させているのだと、そういう先の展望をとらえてやっているとこのように受けとめ方をしたのでありますが、これは単独の調査で、本省がノートタッチで、何もそういう調査なんかしてないということだね。意外な答弁を聞くものだと思う。これは無責任でサボタージュじゃありませんか。

当然本省関係が、石炭部自身がそういう北海道における百億トンという膨大な石炭の埋蔵量に対しては調査し、掌握し、できるだけ精密に、科学技術庁の調査や本省の調査がもっと科学的に、実態的に裏づけられるような、調査費を積んでも現地のあらゆる正確な調査をやる段階ではないですか。本省自身は全然やってないのです。新鉱開発や再開炭の新しいいわゆる国内資源の石炭に関する調査は何もやってないということになる。これは札幌通産局がやってたということ、おかしいでないですか。あなたのほうがやらしたんだというなら話はわかりますが、かつてにやっただという話じゃ、全然石炭政策を放棄している

ということ以外にないじゃないですか。

○高木(俊)政府委員 先生が先ほどお話しになりました資料の数字は、局が独自でやっておりますので、それ以外に、今回、先ほどから申し上げますように、事業団に指示すると同時に、企業の方も図面その他、先ほど申し上げますように、コストを幾らで掘れるかという見方の本格的な作業に入っております。

ただ単に炭量が幾らあるかというだけでは、これは二百二億トンのすでに資料が出ておりますので、それ以上の詳細掘れる炭が幾らあるかというふうな検討したほうがよりベターではないかという考えのもとで、資料を九北そろえたような形で調査するようにいま指示しているところでござい

○渡辺(惣)委員 話がよいよわからないのです。一体通産省は石炭見直しというのは、どこを見直しているのか。こういう点を、新鉱開発や再開炭の問題を見直さなければいけません。現実には片方の答申の中で、先ほど指摘しましたような、合理化事業団が鉱区の問題、一べん買い上げた鉱区の再検討をするという、こういう姿勢が出ています。すでに出てきているのです。それなのに、かわらず通産省は何も実態的にやってない。おかしいと思うのです。

ここに、これは民間の資料で役所にはかわりがないのですが、これは閉山になりました三笠の奔別炭鉱、住友の炭鉱です。奔別炭鉱、深部一千メートルに近い有名な炭鉱だったのですが、閉山になった。しかし何となくして——閉山するときにゴリ押しに突然会社の都合で閉山させられた。昔勤めておったこの周辺の労働者の諸君が何としてこれを復活させたい。残炭が二億トンあるというのです。二億トンですよ。深部であるけれども、いい原料炭です。一般炭も出る。それで何とかしたいというので、彼らが、全く山がつぶれてしまつて失業している人たちが寄り集まつて、古炭鉱の技術者を訪問したり会社を訪問したりして、いろいろ深部の鉱区、鉱脈の状況を調べて、

二億トンの残炭がある、開発すべきである、こういうことで書類を出してきているのです。

至るところに石炭の埋蔵量があり、無理に閉山させられて、石油の値段とつり合わないためにつぶしていったという状況、あなた自身がわかりなはずだと思ふ。大臣もおわかりだと思ふ。だから残炭が膨大な埋蔵量が眠っているということには間違いないのです。だから、私は先ほどサンシャイン計画の中で質問しているように、合成ガス化の問題もさることながら、それはそれとして、研究は正しい、けつこうだが、なぜ一体、深部開発ですね、再開炭に対する調査、研究をしないのかということを言っているのです。

その点につきまして大臣のもう一べん明確な、こういうような新鉱、深部開発あるいは再開炭の方法について、ひとつ国策としても石炭資源のために積極的、前向きな姿勢で検討を加えるという意思を承りたいと思います。

○中曾根國務大臣 先ほどの五億九千万トンの数字というものは、電力用炭その他の旧価格を基準にしておそらく算出した経済数量であるだろうと私は思います。今度重油の値段が六千円から七千円になり、八千円になり、あるいはもし一万円とかそういうふうになれば、経済ベースに合う炭量はずっとふえてくる可能性が当然あるわけですが、いまは、そういうふうな重油の値上がり情勢を踏まえまして、この段階ではどの程度、この段階ではどの程度、そういう再検討を行なうべきである、そういうような再評価を行なわねばして、それによって石炭の将来の対策の資料をできるだけ早く得たいと思つております。

○渡辺(惣)委員 その原料炭の問題は一応別といたしまして、一般炭のことがいま電力用炭からまづ非常に焦点になってきています。たとえば石炭部長がいう露頭炭のごときも、これはいわば電力用炭の尤たるものであります。したがって問題は、今度石油危機突破の一つの方法として、通産省で、四十九年度五億四千九百万ですか、石炭火力発電所の設置に関する予算を組みましたね。

これは四年計画だと思ひますが、総予算幾らですか。それからもう一つ、この三十五万キロワットをつくるのに、土地代金を含む総工費は一体幾らに推定して、そして補助率を出そうとしているのか。たしか四年計画で一五%の補助率ということだ。計算をしてみると思ひますが、総工費の予算及び昭和四十九年度を初めとする年度別——予算はことしから組まれていせんから、その先、五十二年まで幾らずつ補助金を出す見込みでおられるのか。

○高木(俊)政府委員 三十五万キロワットの電力につきましては、工期は四十九年から五十二年まででございます。石炭の消費量は年間八十六万トンということを計画いたしております。

なお、総工費は二百七億でございます。これに對しまして、先ほど先生御指摘のように、四十九年度は石炭から五億四千九百万円の補助金を出し、四年間合計で二十七億二千三百万を支出する予定にいたしております。初年度五億四千九百万、五十年八億八千五百万、五十一年八億二千三百万、五十二年四億六千六百万を予定して、トータル二十七億二千三百万を予定いたしております。

○渡辺(惣)委員 これは、石炭特別委員会ではしばしば大臣が表明された。電発の總裁に會つて、石炭火力発電所をつくれ、しばしば打診されたと言言されておつたはずですがね。

そこで、実は今度問題になりますのは、この四億九千万円、補助金合算して二十七億円という膨大な工事金を出す企業主体が、場所も明らかにしてないのです。これはたしか暮れの前算折衝の段階で、中曾根大臣は、特に起業地である北海道に對して設置する、したがって北海道の土地自身の指定については北海道知事から確約を取りつけるという異例の予算措置で、場所も個所づきもきまっていらないのに、大臣が北海道知事から特に一札をとって予算をつけるという経過があったはずですが、その当時知事から一札とっておられますか。その中身はどういう意味のものであるか、

承りたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 暮れの大蔵省とのときに、大蔵省側は地点が明確にならないと予算というものはつけない、そういうような話がありました。そこで、大蔵省を説得いたしまして、いままでいふん努力をしたんだけれども、予算づけまでなかなか地点が明確にならないというところはむずかしい、しかし国策として、これは第五次答申にも書いてあることであるから、われわれはどうしてもやらなくちゃならぬし、私も議會で言明しておる。そういうわけで、できるだけ早く北海道の關係者に地点をきめてもらうから、ともかく予算づけだけはしてくれ、そういうことで大蔵省を説き伏せまして、予算をつけてもらったわけです。

それと同時に、北海道の知事さんからも石炭火力の要請があり、北海道議會からもございましたから、知事さんにお願ひいたしまして、こういういきさつで予算づけをしたから、できるだけ早期——私は三月末までにとそう言っておきました。ができるだけ早期に場所をお示し願ひたい、そういうことを願ひだしたわけでありまして。そして十二月二十五日に北海道知事から「石炭火力発電所(三十五万キロワット)の立地地点については、地元としては昭和四十八年度中に選定いたしますので、この助成予算の確保について御配慮をいただきたい。」という文書をもらいまして、昭和四十八年度中に選定してくれろということでありまして、それを期待して待つておるわけでありまして。

○渡辺(惣)委員 私は、中曾根通産相のその努力に對して非常に敬意を表するものであります。さすがに党内実力関係だけあって、個所づきもないのに予算を取りつけていただいた。これは冗談ではなしにその苦衷と努力に對して敬意を表しておきます。

しかし親の心子知らずで、まだ北海道では個所づきが出来ていないような状況であります。しかも、予定されてうわさのぼつております苦小牧東部開発が難航しております。御存じのように、港灣審議會の廻り込み港の問題も問題になり

まして、暮れの十二月十九日の運輸省港灣審議會はお流れになってしまい、一月の十一日にあわて港灣審議會を開いて無理やりいれしめたが、しかも苦小牧からあがつてきていいるわゆる苦小牧港灣管理担当者、市長であります。市長の上申書をめぐりましていろいろ問題が出まして、ついに異例の、これも港灣審議會から条件付きの承認を取りつけるという始末で、その条件を満たすことができないために、いまでも苦小牧市では十九日には港灣管理組合の議員總會が六時間わたつて混乱して、ついに流れになつてしまつておるという状況であります。

問題は、このさなかに、同じ十九日に、一方では北海道の堂垣内知事は、大臣はこの国会の委員でしてはば電発をもつてやらせるように努力をしていられるのだという表明をしておりましたが、どういう行き違ひか、立地をきめるのを委任したはずの知事のほうに、札幌で発表された意見によれば、立地のほうはきまらない、それはたな上げにしておいて、大臣との約束はそのまゝにしておいて、経営主体は北電にやらせるという経営主体のほうを先に発表しまして、新しい問題の渦を起こしておるような状態です。

大臣は、北電にやらせることにした、土地は苦小牧で企業主体は北電という、こういう重ね合った統一見解は私はまだ公式の席では承つていない。だから大臣はそういう発言をしていらつしやらない。

ところが御了承のように、北海道の電力をめぐる諸事情というものは、伊達火力発電の問題めぐつて紛糾が続いております。重油専焼火力発電所でありまして、それからもう一つは、北海道の岩内につくられる原子力発電所の問題も紛糾のまゝ三年を経過しておる状態でありまして。したがって、そういう苦小牧、かりに東部に位置づけされるといたしまして、どこの電力会社が出るにいたしまして、いま紛糾中の伊達火力とそれから原子力発電所の問題をかかえたまま、それを未解決のまま、紛糾のまゝ、北電がここに居続ける

ということになりますと、非常に問題が多くなりまして、いよいよどろ沼に入つてしまふ危険があるのではないかと思ひますので、その点については、電発の大堀總裁としばしば會談をして意見を打診していらつしやる、しかも膨大な予算をつけていただいた中曾根通産大臣として、こういうことに対する統一した所見を承つておきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 私は、この問題を早く推進するために、渡辺委員に、電発の大堀總裁と話してみたいことがあるというところは御報告申し上げましたが、私は電発であろうが北電であろうが、とにかく折り合ひのついた早くやれるほうに早くやつてもらいたい、こちらからは特にどこということを強く指定するということは適當でないで、地元の皆さんが、これが折り合ひがいい、それで早くできる、そういうところを地元のほうで折り合ひをつけていただければけっこうである、そういうふうに思つております。

○渡辺(惣)委員 とにかくこの問題については、用地もきまつておらないし、企業主体の主体も明らかでない。大臣にわずらわすところがこれから非常に多いと思ひますので、あらかじめひとつお含みおきを願ひたいと思ひます。一段の御努力を期待するわけです。

そこで、もう一つ質問いたしたいのですが、これは石炭鉱業審議會の中間答申の部分ですが、特に七ページの冒頭(2)の項であります。需要を充足するため、必要な一般炭の輸入について検討すること。この場合において、国内高硫黄炭との混炭用としての石炭を輸入する等、国内炭の引取りに悪影響を及ぼさないような方策を講ずることについてとくに配慮すること。こういうことになっていきますね。ところがこのときに、この答申は通産省が説明したんですね。通産省が外国一般炭を輸入したらどうかという提案を石炭鉱業審議會に諮問したのでしよう。石炭鉱業審議會が独自でこういう答申をつくつたんじゃないでしよう。一般炭の火元の出どころはどこですか。

○高木(後)政府委員 中間報告につきましては、総合部会から建議になったということでございまして、うちのほうから諮問しているわけではございません。

○渡辺(惣)委員 この項目は建議であって諮問ではないものと理解してよろしいですか。

○高木(後)政府委員 そういうことでございします。

○渡辺(惣)委員 そうすると承りたいのですが、この場合、審議の中で答申をめぐって一般炭の長期海外開発の問題が問題になって、議論が沸騰してこの答申から削除することになったと聞き及んでいます。いかがですか。

○高木(後)政府委員 審議の過程で海外の開発というものが出たのは事実のようでございします。なお、その件につきましては削除したということでございします。

○渡辺(惣)委員 それは建議事項ですか。審議会が自主的にそういう意見を出して、あるいはもみ消したりつぶしたりしたのですか。それとも、通産省自身の一般炭の輸入計画に関連して、海外に長期にわたる一般炭の開発をやらうという計画は、通産省自身の見解はどうだったのか。

○高木(後)政府委員 事務局としての意見は入っておりますけれども、あくまでもこれは建議でございまして、うちのほうからどうしていただきたいという事でございしません。ただ、事務局でございまして、いろいろ意見は申し上げておるといふのが実情でございします。

○渡辺(惣)委員 どうもおかしい。これは諮問に対する答申でしよう。建議なら建議書というのが別にあるべきですよ。科学技術庁などは、これは答申でなくて「書簡、要旨」ということで、ちゃんとこの文書の性格を明らかにしております。一体答申と建議はどこでこんがらかっているのですか。諮問したから答申したんじゃないのですか。諮問してないのですか。それとも、諮問してないことですか。賛成なんですか。

○高木(後)政府委員 第五次石炭対策のときは、通産大臣名をもちまして諮問いたしました。エネルギーしかし、この十二月七日に出ました「エネルギー情勢の激変に伴う石炭対策について(中間報告)」というものは、これはうちから諮問はいたしていません。審議会の総合部会といたしましていろいろ御検討いただき、中間報告という形で建議になったものでございします。

○渡辺(惣)委員 私はこの一般炭の輸入問題をめぐる論争というものは、きわめて実は大だ受けておるわけですね。これが国内における石炭産業が立ち直るかどうかという一番の中心の課題であります。また、経営者のほうも、これは無理な企業投資をするよりも、同じ価格で外国炭が来るなら、原料炭のみならず一般炭も輸入しよう、こう企てるのは、いまの経済的な理念、機構からいけばあたりまえ、当然そういう措置に出ると思います。そういうふうになったのは国内の炭鉱は全滅します。あなたが先ほど指摘した露頭炭なんか一発で吹っ飛んでしましますよ。二千二百五十万トンはずっとけです。一般炭輸入で一本に消し飛んでしまします。現に一般炭の問題については、日本の国内の炭鉱、石炭経営者も着目しております。現に海外投資をしている会社も、三井とかその他三菱とかそれぞれカナダとかオーストラリア等に原料炭輸入のために投資をしておる会社もあるわけですね。

いわんやごく最近の情報によると、いわゆる石油のメジャー、これは中曽根大臣の専門であります。世界のメジャー八社のうち五社までアメリカのメジャーです。国際石油資本のほうは石油だけ輸入しておるかと思つたら、外国一般炭の輸入も計画するという情報が入っております。しかも日本でもいままじまじ、アメリカのメジャーのうちでもモービルオイルのように、アメリカ系統だと思つてしましたら、アメリカの石油輸入会社であると思つたら、これは日本にたくさん傍系の子会社、半額出資の会社もあつておつて、たとえばモービルの場合は、モービル石油一〇〇%、

極東石油が五〇%、東亜燃料工業が二五%というアメリカ資本で、現に輸入及び販売あるいは精製事業等を行なつております。あるいはアメリカのエクソンという会社は、エクソンスタンダード石油会社一〇〇%。一〇〇%という意味は東京に支店を設けておるということですね。アメリカのメジャーが支店を設けて東京で販売をやつておるということですね。それが中心になって日本国内に、メジャーの資金は外資審議会の制約があるから半分まで終わつていますが、エクソンスタンダード石油会社、ゼネラル石油——問題のゼネラル石油もこへ登場します。東亜燃料、いずれも五〇%もしくは二五%モービル系であります。日本石油精製とか、日本石油、興亜石油、日本石油化学という会社はカルテックスの会社の子会社です。いまでこそ石油を輸入しているこれらの会社が、もし一般炭の輸入まで踏み切つたら、日本の炭鉱は吹っ飛んでしましますよ。そう思いませんか。しかもインドネシアその他炭鉱の開発をやつておるのです。インドネシアの炭鉱で一般炭の開発をやるといふことになりましたれば、それは石油を運ぶよりもっと便利がいい。日本は外国市場の食いのになりますよ。

経済ベースだけで採算がとれるからとれないからとさっきお話がありました。資源を大事にする、日本の産業を守るといふ意味で、そういう意味で、日本の国内資本よりもっと強力なこういふメジャーが、国際石油資本が石炭会社に化けて、日本に一般炭を輸入するといふようなことを計画したらどういふことになりましたか、秩序ある統制ができるのですか。そこまで外国の石油会社、国際資本メジャーが日本の一般炭をもねらつておる。しかも、ねらわれたら一発でまじまじという状況にあるといふことを検討してみたらどうか、その点について大臣並びに関係部長の答弁を願いたいと思ひます。

○中曽根國務大臣 メジャーであらうとあるいは国内業者であらうと、ともかく日本の石炭産業を保護育成しようというのがわれわれの考えであります。その保護育成に妨害になるようなことはさせたくないという、そういう方向でいまの答申もそういう趣旨で御答申になつておるんだらうと思ひます。つまり国産炭といふものの使用について障害を起こさない、そういう条件つきで海外一般炭の輸入の問題も検討してみようという意味のことではないかと思ひます。国産炭を優先して使うといふことはあくまでも基本である、私もそう考えております。これはメジャーであらうが国内業者であらうが、そういう方針で私たちはやつていくつもりであります。

○渡辺(惣)委員 全くいまの通産省の考え方は、石油と石炭とを対立して考えて、対立の中でこういうところを追い込まれてきたわけですが、結果は、石油も石炭も一体だ、メジャーの一般炭の支配が日本に及んでくるということになりますから、断固たる決意をもつて当たつていただきたいと思ひます。

質問はいろいろたくさんございしますが、塚田君が見えておられますので、残念ですがこの程度で終わることになります。長谷川労働大臣が初登場されたのに質問できないのはまことに心残りですが、またあらためて質問をさせていただきます。どうも失礼しました。

○田代委員長 塚田庄平君。

○塚田委員 去年の十二月七日に「エネルギー情勢の激変に伴う石炭対策について」という報告が実は出されたのでありますが、この報告の骨子をなすもの、つまり激変に対応して基本的などういふ方針で中間報告がなされておるかということについて、簡単に御答へ願ひたい。

○高木(後)政府委員 十二月七日に中間報告になりました「エネルギー情勢の激変に伴う石炭対策について」というこれでございしますけれども、これは一番初めに書いてございしますように、十一月十九日に総合部会のはうで検討することを決定いたしました。なお、その後小委員会を設け、エネルギー情勢の変動下に石炭企業がどうあればいい

かということを経済部の総合部会でいろいろ御検討していただいたのでございます。

このときの趣旨といたしましては、いわゆる石炭の積極的な活用問題あるいは国内炭の供給余力をできるだけ活用するようにという趣旨から、そうすることがまた当時のエネルギー危機を乗り切れる一つの大きな石炭対策ではないか、と同時に、石炭のいわゆる資金経理の問題あるいは需要の問題、技術開発の問題ということもあわせて建設的いただき、これを予算上実施することにより、国内の石炭企業の基盤がしっかりするという趣旨のもとで、こういう御建議をいただいたのでございます。

○塚田委員 ことばじりをとらえるようじゃないのですが、いまの答弁の中で、当時のエネルギー事情、こう言いましたね。現在はどうですか。

○高木（修）政府委員 まあことばじりがあるかもしれないけれども、当時は、昨年の時点ではそういう見方でございましたし、現在は総合エネルギー調査会の方に石炭の位置づけという点、これは当然石炭のみならず将来のエネルギー全般についての位置づけということで、いま、先ほど大臣からお話ございましたように、十九日にエネルギー調査会の方に諮問しておるのが実態でございます。

○塚田委員 そこで、私も中間報告をいろいろと読んでみましたが、やはりこの中間報告は第五次石炭政策の基本を踏まえた報告であって、したがって、たとえば出炭規模にしても百万トンプラスするという全くその場限りの手直しに終わっておるわけですが、ここで大臣、エネルギーの激変に対応した新しい石炭政策、こういうことになる、たとえば昨今のうちに、価格は別にして一応石油についての数量はいろいろな努力でとにかく見通しのついておるという段階では、これまたあの当時の情勢と比べて一つの激変だ、見通しが立たなければまた激変だ、激変、激変に対応した石炭対策であって、おそらくこれは渡辺議員からいろいろ質問があったと思いますが、これでは

ならぬのではないかと。

いま調査会に諮問という、こういうことはありましたか、私はこの際、むしろ国家の安全といいますが、ナショナルセキュリティといいますが、そういう基本的な立場に立つて、まあ六次対策といっているんですが、とにかく基本的な根本対策をいまあらためて審議会に大臣のほうから諮問をすべき時期に来ておるのじゃないか、そうすべきである、こう考えるのですが、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 激変はまだ続いているのでありまして、量の激変がありました、価格の激変という問題はまだまだこへ落ちつくかわからぬ情勢であります。そのほか、さらに国際収支における大きな国際的な大問題が次に隆起しつつあります。そういうようなことは、必然的に世界のインフレーションとかあるいは場合によってはデフレーションとか、ともかくいろいろな激変がまだ続く可能性はないとおぼしき。そういう中において、石炭というものを日本としてどういうふうにか考えるかという見直しをやるという、エネルギー調査会に諮問したのであります。その答申を見て、そしてその激変の情勢をもう少し見据えてから、第五次答申というものをどういうふうに取り扱うか考えてみたいと思っております。

○塚田委員 これまたことばじりをとらえるようですが、いまの日本のエネルギー事情、情勢あるいは国際的な情勢を激変ととらえる、それは結構、私もそう思うのです。激変が続くというよりも、むしろ今日の激変が形こそ変われ、いろいろな情勢で恒常化していくというふうな考えでいいのじゃないか。だから、長い先を見越した基本的な石炭の見直しという、単に百万トン量をふやすとか、そういうたあれじゃなくて、もう少し掘り下げた石炭対策というものをいま樹立すべき情勢に来ておるのじゃないか。

この情勢を予想して、たとえば西ドイツはもうすでに数年前から、あるいは石油ならアメリカのごときは十数年前から、その対策を立てながら今

日に至っておる。固有燃料といえは、日本ではいま石炭が最高で、若干あと地熱その他がありますか、そういう情勢の中で、石炭に対してはこの際六次答申を求める、六次対策を立てる、こういう決意で、しかもそれは基本対策だということと臨むべきだと思ふのですが、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 事と次第によつてはそういう必要が出てくるかもしれません。しかし、まだそういうことが全般的に見通し得る段階ではないのでありまして、この石油事情の大変化をもう少し末長く展望しながら、エネルギー総合調査会の答申をまわって検討したいと思っております。

○塚田委員 末長くと言っていますね、炭鉱というのは人間の年齢と同じで、一年一年をとつていくんですよ。最近炭鉱に付随した人間も、つまり労働力も、平均年齢四十三歳などという考えられない事態にきておるわけです。もう少し見通しを立ててと言いますが、私は、基本的には資源ナショナルリズムといいますが、だんだんと深刻に深まってくると思うのです。そういう見通しは立て得るのじゃないですか大臣。

そういう中で一体石炭をどう活用するかということ、日本の資源活用あるいは国家の安全という面からいって、当然いまだ、これはおそいのですが、やらなければならぬ時期じゃないですか、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 当面の措置としては、中間答申を出していただいて、「二千二百五十万トンを下らざる」と心得てそういう模様がえをやったわけですが、したがって、その新目標に向かって私たちは懸命の努力をして、当面はそれで続けていく。そして、さらに長い将来の展望については、先ほど申し上げましたこの大激変の前途を見きわめて、第六次答申をやるかやらぬか、第五次答申でいいか悪い、そういう根本的な点まで洗ってみたいと思ふわけでありまして。

○塚田委員 二千二百五十万トンというのは、二年、二、三年の、ほんとうに短期の目標でしよう。これではだめだと言ふのです。石炭は目標

計画を立てて達成するまでには、対策というのは相当の時日を要するのです。新鉱開発一つとてみましても、五年、十年とかかるでしょう。そういう炭鉱の特殊事情というものを大臣やっぱりよく心得なければならぬと思うのです。だからいまから着手して、いまからでも残念ながらおそいですが、われわれは第五次答申までは、その政策までとにかく基本的な石炭の位置づけをやれ、こう叫んでききましたが、残念ながらこういう事態になりました。いまここで死んだ子の年を数えるようなことはできません。だけど、将来に向かっては早くやらなければならぬ。これはもう石炭のそういう対策の性格からいって、当然そうしなければならぬと思ふのです。どうですか。

○中曾根国務大臣 おっしゃる理由はよくわかりますが、長期計画となりますと、やはり基本をよく踏まえて調査を的確にしてやらぬと事を仕損じますから、事長期計画については、やはりステディーに進まなければならぬと思っております。

○塚田委員 調査をしっかりとやらなければならぬ、これは大臣、いまこの段階におけることばとしては、第一次から第五次までずいぶん調査を進めてきたと思うのです。ただひとつわれわれはその調査の中で、その調査をとらえて、どう一体われわれはそれに対処していくか、その姿勢がいままでうしろ向きだったと言ふのです。その姿勢を前に向けて、いままで積み上げてきた調査というものを最大限に活用して生かしていく、こういう作業をしなければ、これから調査してというようなことでは、百年河清を待つことになるのではないですか、どうですか。

○中曾根国務大臣 事は国際経済条件の変化とかあるいは技術的事情の転換とかそういう問題でありまして、そう簡単においそれとできるものではないと思います。やはりよく見きわめなければならぬと思ふのです。

○塚田委員 これはまた一番最後に質問をしたいと思ふのですが、第二点は、石炭対策についての財源問題です。

最近こういうエネルギー事情の中で、たとえばあすから大蔵委員会あたりでは、関税定率法の改正をやっています。つまり、石油が入りやすいようにするために税金を下げていく、ことをかえりていば、石炭特会の財源がだんだんしぼられてくるわけですね。まして、これは大臣もおわかりのとおり、最近の石油は現地精製主義、産油地精製主義とか、あるいは産油地の中で税金をかける、どうせ日本の産油地を通るときには税金をかけるのだから、産油地でかかって無税で入れるのと同じじゃないかという議論さえ出てきています。そういう中で、私は、石炭対策についての特会の財源というのは、先行き決して楽観を許さない時代に来ていると思うのですが、どうですか。

○中曾根国務大臣 産油国側にはそういう要請も強いようでございますから、そういう点は深甚の注意をして取り扱っていくべきものであると思います。

○塚田委員 そこで、その結果財源が非常に先行き不安だ。どうしたらいいと思いますか。これをいまこれから調査して、未長くひとつ対策を立てていこうというのですから、相当長期にわたった財源確保という見通しを立てなければならぬと思うのですが、どうですか。どうしたらいいのですか。いまの特会ではいいのですか。

○中曾根国務大臣 石油の値段が上がれば、やはり関税も多くなる、収入も多くなる、そういうことになります。それを石炭保護のためにどの程度使うかという目の予算もして、そして、どの程度の関税にしたら国内石炭政策に有効に活用できるか、その水準を見るところに作業も必要になってくるだろうと思えます。いたずらに石油を安くする、あるいは産油国のほうのことばかり考えて国内的要因を忘れていいという問題ではありません。

○塚田委員 大臣はまだ、石炭の税金がどうなっているか十分御理解していないと思うのですよ。基本的には従量税ですよ。なるべく税金を上げないように、最近むしろ税率を下げてきているわけですね。しかも、量は最近二、三年大体コンスタ

ント、そうなる税金は下がってくるのですよ。値段が上がったから直ちに上がるものではないのです。特に最近では、生活関連物資と称して、灯油とかあるいはガスあるいは燃料用ナフサ、これは今度の改正で下がるのですよ。当然そういう税金の構成になってくるのです。特会の財源がだんだんとこれから減っていくという事態について、一体どうしますか。

○中曾根国務大臣 これは、機に依り情勢に応じて大蔵省とも相談して、国内炭を保護していくということは国の大政策であり、われわれも五次答申を守っていくことをやっているわけですから、知恵をしぼってやるということになると思います。

○塚田委員 私は、この財源の問題という点になると、実は非常に矛盾を感じておるのですよ。それは競合燃料でしよう。大臣のように、いま値段も上がるのだから税金もこっそり入ってくるという点になれば、それを税金で押える。そうすると、片方は財源がなくなる。どんどん入れる体制になると固有産業の保護という目的が失われる。これは、いわば競合しておる二つの資源、石炭はその一つに財源的にがたりとおぼさつておるようなかっこうなんですね。そこに財源構成としての矛盾が私はあると思うのです、ほんとうにやるということになれば。

そこで私は、この特会についてはできるだけふくらます、と同時に、石炭予算の中で、これは特会よりはむしろ一般財源の中で確固不動な位置を与える、一般財源で処理していく、こういうようなつもりは、大臣どうでしょうか。大蔵省はなかなかたいへんだと思いますが、大臣としてはそのくらの気持ちを持たなければならぬ時期だと思ふのですが、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 石炭特別会計の財源がどういうふうになるかという全般を見通した上、それは大蔵省ともいろいろ知恵をしぼって考へべき問題で、いまだどの方面に財源を求めるといふことを言っても意味のないことであると思います。

○塚田委員 意味がないとはまたにべもない返事で、私は、今度の中間報告といいますが、その中では技術的な開発についての予算がぼつぼつと出てきておると思うのです。たとえば石炭の液化の問題、こういった研究というのは日本は一番立ちおけている。だから長期に、しかも相当の予算をこれから投入していかなければ、それらの国々に追いつく筋合いのものじゃないわけですね。だから大臣として、通産省としては、これらの研究開発、技術開発等の問題については、できるだけ安定した一般財源の確保に向かって今後努力するという答弁があつてしかるべきだと思うのです、ほんとうにそういう気持ちがあるならば、どうですか。

○中曾根国務大臣 日本の石炭ガス化の研究は外国におかれておると思ひます。通産省工業技術院でやっているものも、あるいは三井が大牟田でやっているものも、かなりいい成績を示しておいて、アメリカのほうからも資料交換をしようと言つてきているくらいであります。ですから、私は劣っていると思ひませんが、しかし技術開発ということは、国の政策上からも非常に重要なポイントでございますから、あらゆる方面から財源を捻出して、積極的に推進していくべきものであると思ひます。

○塚田委員 科学技術庁からだれか来ていますか。——いま大臣の答弁で、石炭の有効利用というが、ガス化その他一切含めまして決して外国に劣るものではない。これは、試験管の中の研究なら別ですけども、文字どおり石炭の有効利用なわけですね。実際に利用される、そういう研究でなければならぬわけですね。また、そういう諸準備が並行してなされなければならぬ。そういう面で、アメリカや西ドイツあるいはイギリスに比べて決して劣らないといえますか、どうですか。

○酒井説明員 お答え申し上げます。米、西ドイツは進んでおります。でございますが、戦前におきましては、北鮮の阿古地で石炭液化の問題、また、海

軍でもって石炭の合成と合成油を生産するという技術研究が非常に進んでおりました。その貴重な資料等はまだまだ相当残っております。その成果は生かせると思ひます。また戦後におきましても、工業技術院の当時の資源技術試験所で加圧ルギ法でもって非常に大きな成果をあげて、北海道、あるガス会社で適用されたこともございます。でございますが、先ほどからいろいろ御質疑が出ておりますように、競合燃料というふうな関係で現在中止になっております。

現在、日本におきましては基礎研究は相当進んでおりますが、そういうような実用化研究というのは、いろいろな石炭の炭質ということが問題になります。特に一般炭を使った完全ガス化または完全液化ということになりますとアッシュの問題とかカロリーの問題だけではなくて、いろいろな条件がございます。そういうようなものにつきましても実際の研究開発というのは、日本の石炭についてこれからはいいと思ひます。

○塚田委員 科学技術庁のほうでは大臣、これからだと言つておられます。あなたは世界的な水準からいって決して下がついていない、劣らないと言つておられます。大体二、三年でアメリカは、たとえば液化については、もう実生産する、そういう段階になっているのですよ。西ドイツはもう百万トン、ガスをつくらせておるのですよ。イギリスだって同じですよ。決して劣らぬとは——そういう認識で中間答申を受けとめたりやっているから、私はいい計画が出ないと思ふのですよ。もう一べんひとつ訂正してください。

○中曾根国務大臣 たとえば三井鉱山の太田田でやっておる成果は、私は見ましたけれども、かなり性能がいいようですね。これはまだしかし工業化というところまでは至っておらぬけれども、少なくとも実験室における成果はかなり成果として評価すべきもので、アメリカのほうでも資料交換したいなんて申し込んでおるようですね。しかし、いまのお話にありましたように、炭質が日本の炭と外国の炭と非常に違うものだから、そういう

別—あるいは太陽を見ないで働いていらつしやる方がはかにも非常におられると思います。それに類する問題もいろいろございますので、もちろん検討はさせていただきますが、非常に実現のむずかしい問題だと考えております。

○塚田委員 これまた太陽を見ないと言え、すぐ夜と言ふのだからどうにもならぬですね。太陽を見ない、確かに夜は太陽は出ないのですが、坑内勤務者というのは、非常に高温あるいはまた多湿、そして爆発の危険にさらされながら太陽を見ないで—これはあと労働大臣に聞くのですが、三交代という、いやな三番方ということばがあるでしょう。そういう労働の中で生活しているのです。だから、太陽を見ないから夜間勤務者なんというのでは、それは觀念が違ふのじゃないかと思ふのです。そういう答弁は承服できないですよ。

○伊藤田説明員 お答えいたします。
実は、夜間労働者の問題を申し上げましたのは、今回の税制改正の要望のときに、交代勤務者について全く同じような問題が出てきて、議論をいたしましたことがございまして、関係でたまたま申し上げたので、坑内である、それに対して夜間とこう申し上げたわけではございません。

おっしゃるとおり、労働条件の悪いことはよくわかっておりますが、できれば、基本的には給与の支給面で考慮していただくことを第一、なお、税においても十分検討させていただきたいと考えております。

○塚田委員 賃金のかさ上げについて検討してくれと言ったけれども、労働大臣は、それは労使の問題だ。いま政府でやり得る最大のことは、税金をまけるというところぐらしかできないのじゃないですか。それしかできないのじゃないですか。いま政府がそういう労働条件についてやれるものといったら、私は、年金を上げるか、あるいは税金を下げるか、あるいは失保についても特別な措置をするか、そういうことしかできないでしょう。政府の責任でやれることは、そういう逃げ口上じゃなくて、その面についてひとつ十分、前向き

で検討する、こういう態度でなければならぬと思うのですけれども、どうですか。

○伊藤田説明員 やはり税金全般のバランスを考えまして、検討させていただきたいと考えております。

○塚田委員 まあこれはいざ大蔵委員会あたりで取り上げてやりたいと思います。

いまちょっと夜間勤務の話が出ましたが、大臣、ILOから週四十時間の勧告が出ておるのですけれども、これを早急に実施させるという腹がまえと見ていいですか。

○大坪政府委員 ILOの週四十時間の労働時間の勧告でございすけれども、労働時間の勧告は、これは一國の労働政策としてそういう形をとるのが望ましいという勧告でございすから、もちろん、それを基準にして労働間で問題を十分煮詰めるといふことが大前提であらうかと存じます。

私ももととして、ILOの勧告を行政的にどう取り入れるかというところは検討いたしておりますけれども、週四十時間にいきなり現状から近づくというのとはなかなかむずかしい問題でございすので、なお検討の時間をかしていただきたいと存じております。

○塚田委員 これはまあ十分ひとつ検討してもらいたいと思ひます。検討を基本的にしてもらう。大臣どうですか、三番方夜勤についての勤務時間というものについて考慮する、少なくともいま、そういう考え方はないですか。

○長谷川国務大臣 ILO問題については、この国会でも、労働省としては、労務災害、通勤途上の災害等々で条約について御批准をお願いするようになつてございすけれども、全般的にこのまゝで伸びてきた日本でございすから、国際的なレベルでものを考えよう、そういうふうな心がまえでございすけれども、いま具体的にやつた三番方の問題等々については、私自身が今まで研究もしておりますので、いまのような気持ちで問題を一べん研究してみたい、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。

○塚田委員 どうも、やはり石炭あるいは石炭と取り組んでおる労働者あるいは産炭地における人たちの生活状況というものを十分つかんでない、私は思ふのです。三番方はわかりませんが、これは炭鉱わからぬと同じではないですか。そういうことではならぬと私は思ふのです。

そこで、これは石炭部のほうに聞きますが、四番目、たいへん技術的な問題になりますけれども、だんだんと炭鉱は深部に移行していきます。これからおそろくいろいろな計画を実施するにおいて、この辺がたいへんだと思ふのです。深部に移行するということは、フィールドの展開がたいへんおくれしてくるということ、たとえば七百、八百のレベルで採炭するにしても、まだ前進方式をとらなければならぬというような事態もあるわけですね。これは保安上たいへんな問題だと思ふのです。そこで、これから炭鉱を見直していくためには、この掘進のやり方、掘進のおくれ、これを一体どう解決していくか。いま出ておる予算の程度であつては、これはそういう大改革というのとはできないと思ふのですけれども、これはどうですか。

○高木(俊)政府委員 石炭鉱山が年々深くなつていくことは、いま先生御指摘のとおりでございまして、これには保安上の問題もございまして、特に原料炭山でございまして、ガス突出とかそういう大きな問題がございまして、なお、深部に入るといふことによりまして、地圧の増加あるいは作業箇所における温度上昇、そういう点々ございすので、これを防止するために、四十三年度から本年度まででございすけれども、大きい項目で分けますと、いわゆるガス突出対策あるいは山はね対策あるいは高温対策ということ、約八千万の金を石炭技研に突っ込みまして、いろいろそういう防止対策を実施しているのが現状でございす。

なお、昨年十二月でございすけれども、今後石炭を維持するという見地からいいますと、いまの山をせひ生きてもらわなくてはならぬという一つの大きな命題がございす。と同時に、山そのものは深部に移行する点もございすので、その点をもう少し具体的に研究してもらおうということ、これは鉱山保安のほうの関係になりますけれども、立地公害局のほうの石炭課のほうに深部開発委員会というのを設けまして、これは早稲田大学の房村先生を中心にしていただきまして、いろいろ検討を重ねておるのが現状でございす。

なお、深部に關しますいわゆる骨格構造の整備という点では、先ほどもお答えいたしましたけれども、骨格構造のいわゆる整備拡充補助金を本年度は増額いたしておりますし、なおそういう研究等ましまして、片一方では、例の安定補給金でございすけれども一応傾斜配分ということ、できるだけ企業の基盤ができますように、いろいろ小さなところまで行き届いた対策を立てているというふうな考えでございす。

○塚田委員 時間もありませんからこれで終わりますが、いま小さなところまでいろいろ注意してというふうな答弁がございましたが、確かにいろいろ新規のものも出ておりますが、全体的に非常に予算も不足で、相当長期間からなればならぬ状態になつてきていると思ふのです。いまやはり、保安の問題とかもうこれ以上山を殺してはならないという面については、急いだ手を打たなければ、つまりどつと予算を組み入れなければこれは生きてこないと思ふのです。そういう点でひとつ十分御配慮願ひたいと思ふのです。

最後に大臣、非常にくだい話になりますが、炭鉱は、戦時中、戦後の復興期、昭和三十五年十二月です。所得倍増が出てからのあれと、とにかく激変、激変、激変はほんろうさせられてきたというのが炭鉱であり、炭鉱の労働者だと思ふのです。そこで、私はこの際、激変に対処するということもさることながら、やっぱり石炭の基本的な位置づけというものはつきり見直していくというところ、これは通産大臣、そういう心がまえでひとつぶつかつてもらいたいと思ふのです。

○中曾根國務大臣 冒頭に申し上げましたように、石炭の使命は非常に重要であると思っております。それはナショナルセキユリティーというものの比重が強くなってきたからでございます。したがって、国民経済上並びに国民生活上の観点から基本的に洗い直してみまして、適切な対策を講じていきたいと思っております。

○田代委員長 多田光雄君。

○多田委員 きょうは通産大臣、労働大臣お二人見えておられますので、私、時間もございませぬし、ごく基本的な問題について何点か伺いしておきたい、こう思います。

前回の当委員会の通産大臣の石炭対策に関する所信表明、それから今国会の予算委員会における田中総理、通産大臣の——エネルギー問題、石炭対策について政府のお考えを述べておられましたけれども、きょうも通産大臣は、根本的に改める云々というふうなお話もございました。それにもかかわらず、日本の国民、炭鉱労働者、炭鉱関係者、この人たちは政府のエネルギー政策に満腹の信頼をまだ持っていないし、とりわけ炭鉱関係者は、ほんとうに石炭が見直されるのか、こういう不安を拭い切れないわけです。これは先般、私、通産大臣の職場の労働組合の方々や合理化事業団の若い方々の話を聞きましたけれども、やっぱり政府が根本的に石炭を見直すという姿勢がない限り、将来にわたって仕事をやる上でも安心感がない、こう述べておられました。私は、もっともな意見だ、こういうふうな思っております。

そこでひとつ伺いたいことは、第一に、この間の御発言あるいは予算委員会でもこういうふう述べておられますね。可及的すみやかに総合エネルギー政策の検討に着手する、あるいはまた、石炭についてはエネルギーの安全保障の見地から国内炭の最大限の活用をはかりたい、こういうことを強調しておられるわけですが、政府として、今回、総合エネルギー調査会に研究をゆだねようとしている総合エネルギー政策並びに石炭政策の基本を、どのような観点から諮問されたのか、こ

れについてひとつ伺いたいと思っております。

○中曾根國務大臣 総合エネルギー調査会に対する諮問は、「今後の総合エネルギー政策の進め方について」という検討内容でありまして、一つは、エネルギー供給をめぐる内外情勢の変化——国内情勢の変化、国際情勢の変化、第二に、各エネルギーの位置づけ、昭和五十五年、六十年に於ける一次エネルギーの供給可能量、これは価格、立地可能性、技術開発の評価が入っております。それから、各エネルギーについての主要な問題点及び方向づけ、たとえばセキユリティー、価格、環境問題との関連性、それから国内エネルギー、非石油エネルギー、無公害エネルギー等の優先的開発利用、新エネルギー技術開発等エネルギー関係投資のあり方、それから当面する輸入石油依存との関連で国際エネルギー政策のあり方等の検討、こういうようなことをやって、その中に、石炭については、石炭の評価、これは国内炭、輸入炭、一般炭、原料炭等、それから石炭火力の問題、石炭のガス化、液化の問題、石炭対策の方向の問題、こういう点を主としてやっておるわけであり

ます。

それで、この総合エネルギー調査会の審議と並行して、石炭鉱業審議会におきましてもいろいろ検討願うことにいたしました。

○多田委員 その長期的な見通しというのは、大体どれぐらいの期限を持ったものとして大臣はお考えでしょうか。

○中曾根國務大臣 一年以内に答申してほしいと言っていますが、重要な問題で急ぐ問題については半年以内にお願したい、六月までにお願いたしたい、そう言っております。

○多田委員 ちょっと私の話のしかたが悪かったのですが、これから立てられる政府のエネルギー政策は、どれぐらいの期間的な展望を持たれて立てようとお考えですか。それを伺いたい。

○中曾根國務大臣 これはいまここで読みましたように、昭和五十五年、六十年に於ける一次エネルギーの供給可能量、そういうものをまず出

してみ、それに対するいろいろな評価、関係というものを諮問しておるわけでありまして。

○多田委員 そうすると、昭和五十五年それから六十年、その辺に一つの目安を置いて諮問された、そういうように理解しておきます。

そこで、実は政府は、三十年代以来、一次・五次政策の各対策を立ててこられて、大体四年なり五年なりの締めをもつて計画を立ててこられたのですが、ほとんどこれが目標未達成、そしてまた二年、三年、その程度でこれが変わってきているわけです。文字通り、これはネコの目のように石炭政策は変わってきているのですが、この根本原因を、為政者の中心に立つ通産大臣としてどこに一体その原因があったというようにお思いになるでしょうか。

○中曾根國務大臣 これは、やはり一九六〇年代に非常に安い石油が各地に出てまいりまして、それが非常に大きな世界的な経済エレメントとして影響を与えてきた。その影響を日本は一番もろに受けた、そういうことではないかと思っております。

○多田委員 いま大臣のお話されたことは、予算委員会でも、その前、私が当委員会質問した場合でも伺っているわけです。もう一つおさらいのようなことを言えば、安い石油が入ってきた、そしてまた臨海地帯に大型の船を入れた、そこで安い原料で安い品物をつくって海外に送った、そしてドルをため込んできた、そこにひずみが生まれ、たんだ、こういうことなんですか。これは雨が降ったら地面がぬれるというように、ことばとあまり変わりがなく、問題の本質を突いた御発言ではないように私は思っているわけです。

私がお伺いしたいことは、日本だけが特にそういう顕著な変化があったということですが、私もその点は一般的に賛成であります。たとえば、石油が安かったということは、日本だけではなくて、これは欧米においても同じようなものであったろう、こういうふうに思うのです。しかしながら、たとえば石炭についていえば、イギリス、西ドイツにしても、まだ日本の数倍の石炭を掘って

いる。こう申し上げますと、技術屋の中では、条件がよかつたからというふうなことも述べられる方もおられますし、それからまた、田中総理は、日本とヨーロッパの違いは、ヨーロッパには一社があつて、そして石油もやる、石炭もやる、他の企業もやるからだ、というふうな言われておつたわけですが、それは一つの条件だろうと私は思うのです。しかし、やはり大事なことは、もう一歩突っ込んでこの問題をえぐっていくかなければ、かりにいま中期、長期の政策がつくられても、私は、二の舞いを踏むのではないかと不安を持つのです。この不安は、冒頭に申し上げました石炭関係者、日本の国民もそうだろうと思っております。ですから、なぜ日本にそういう片寄つたエネルギー政策——片寄つたといふのは、石油に七四%まで比重がかかつて、大事な資源が投げ捨てられていった、こういう意味での片寄つたということですから、その根本は一体何でしょうか。おわかりになるでしょうか。

○中曾根國務大臣 やはり経済政策というものが非常に大きな要素を占めておるだろうと思つております。これは、国際比価論といいますが、各国がみんなおのおのの資源を持って、またいろいろ自然的条件、立地条件を持って、その中で国際競争をやっておる。そういう中で石炭は豊富で安いものをかなり持つておる国と、比較的貧乏で安いものをしか持つてない国と、それから大陸の国と島国の国と、そういういろいろな自然的条件、経済的条件が違うので、経済プランナーがそういう国際競争力その他も考えてみて、その国の経済政策の基本の立て方が違つてきていて、そういうふうに思っています。

○多田委員 政策を語る場合、これは当然大臣、いわゆる政治的な意味のポリシーというものがあつて、経済政策というものもあるだろうと思つておるのです。再三、政府側の意見を伺つて、いますと、やはり経済的な条件、特に炭鉱、石炭について見ますと、コスト問題そこを力点を置かれてお話されているし、それからまた、予算委員会

えぐって、お話なさらないと、日本は自然条件がよくなかった、そして石油に、固体エネルギーから流体エネルギーに変わったのだという、いわばそういうことの御説明では、ほんとうの政治としての反省もございませんし、そしてまた、これからエネルギー調査会に御諮問される場合であつて、この点が反省点であるということが為政者の答口から出なければ、私は、エネルギー調査会の答申というものも、幾らか変化があつたとしても、あまりかわりばえのないものになるのではないかと、こういう不安を持つわけです。

ですから、私の申し上げたいことは、つまり、通産大臣を含めて、どこに政治の上で改善すべき点があったのか、どこに問題点があったのか、この点を伺っているわけです。

○中曾根國務大臣　やはりコストエフェクティブネスということを基本にし過ぎて、そのために公害問題とかあるいはエネルギー問題について今日の問題を惹起してきた、そういう点をわれわれは考えなければならぬと思っております。しかし、コストエフェクティブネスを無視して経済政策や経済構造というものが完全にできるはずはありません。また、一億の人口を養い得るはずもあります。日本のように資源がなくて加工貿易で生きているという国から見れば、やはり国際比価、国際競争力というものは経済政策をやる上に当然考へべきものでありまして、そういう点において政策の基本が間違っていたとは私は思いません。しかし、いまのような二つの問題がこういふふうに現出してきたところを見ると、調整を要する、そういう段階であると思っております。

○多田委員 繰り返し申しますが、私もコスト問題を抜きにして論じようと思っているわけじゃありません。しかし、そこに主要な力点が移ってきただけじゃないか、つまり総理大臣は、この間の予算委員会で中島委員の質問に対して、こう言っているのですね。あまり経済性を強調したあまり長期性を失った、総合性を失った、これは正確ではございませんが、そういう意味の御発言を、きよ

ういまでも読んでみましたけれども、やっておられると思うのですが、私は、その言は正しいというふうに思うのですね。たとえば、昭和三十七年に石油業法ができた。石油業法の内容はるる申し上げるまでもないと思うのですが、そしてこの年、いわゆる炭価の千二百円の引き下げがやられたんですね。この一次、二次、三次、四次、ずっと見てみますと、私は率直に言って、日本の石炭政策というのはこれはユーザーの立場、つまりもう少しはつきり言えば、主要なユーザーである鉄鋼それから電力がどうやって高度経済成長のもので生き抜いていくか、ここに視点を合わせた石炭政策であった。そしてまた、実際に総合エネルギー調査会に御参加をされている委員の方々を見ても、やはり経済性というものを強調する方々が大体中心になっておられる。だから、私の知る技術屋が、もっと技術家やあるいは第三者を入れて日本の長期エネルギー政策を検討することができないのか、ということを私は最近伺っていますが、これは正當な御発言だというふうに伺っているわけです。

ですから、石油が安くなれば石油に飛びついていく、そしておっしゃるような高度経済成長を遂げてきたわけですね。しかしそのことは、実は前から言っている国家百年の大計といえますか、そこに私はこの問題がひそんでいた。そういう意味で、資源がないというふうにおっしゃるんですが、終戦直後のことをお考えになっていたきたい。石炭と水力。油はあまりなかった。それであの困難を乗り切ってきたというわけです。私は、日本に石油がないのに石油を一滴も入れるなどという

ばかなことを言った覚えもなければ言おうとして
いるのでもないのです。ないものはこれは平等互
恵の立場で各国から買わなくちゃなりません。し
かし、一番大事なことは、日本のこの資源を最大
限度に活用していく。あるときは若干コストに合
わないときもあるでしょう。この立場がほんとう
に貫かれたのかどうなのか、ここをいま一度私は
大臣にお伺いしたいと思うのです。

○中曾根國務大臣 終戦直後のときは、石油もこんなに安くないし、大量にまだ見つからないなかつたときで、マッカーサー司令部の政策で日本に石油をそういうふうに供給するということも制限されておつた時代ですから、ある程度やむを得ず国内炭の活用ということで傾斜生産をやつてあの時局を切り抜けた。ほかに世界から供給されてくるエネルギーがあまりなかつたからであります。これは世界じゅうがそういうふうな貧乏な状態であつたから、日本も傾斜生産方式をとつて、われわれも石炭国管を推進してやつた一人であります。今日はまた、それと全く条件が変わつてきておるのであつて、あの終戦直後の状態をそのまま今日やれといったつて、それは無理な話であります。やはり日本の国の構造的あり方というものを考えますと、貿易加工で生きていく国なのでありまして、そういう貿易加工で生きていくという宿命を考えてみますと、国際競争力というものを無視して一億の人間の食糧を買い、あるいはそのほかの必要な資材をかうということはできないわけであります。そういう一番政策のメインカレン

トになるポイントは、私はそう間違っていたとは思わないのです。ただ、それに熱中し過ぎたあまり、公害問題とかあるいはセキユリティーという問題について考へべき問題が現出してきた。これは今日反省して調整を要するということなのであつて、コストエフエクティブネスを捨ててものが成立するというふうには考えておりません。

○多田委員 私どもが心配していますのは、石油だけではないんです。これも当委員会ですべて、そしてまた、さきの予算委員会的一般質問でも多

くの野党の方が述べられ、与党ですらも心配しておられる食糧の問題一つにしてもそうじゃございせんか。今日、カロリー当たり半分程度の自給率になってしまったんです。だから、まあ石油でよかった、食糧であつたらどうなつたらうかという不安は、これは皆さんがお考えになるより以上に国民の中にその不安が深くわだかまっているのです。それじゃ日本に、たとえば大豆その他につ

いて一〇%とは言わない、しかしながら外国がたとえばこの大豆にしても輸出を調整してくるといふ場合に、最小限度に食いとめていく、自給率を高めていく、これこそが政治家にとって——一般的に言っているのじゃありません。日本の国民が将来を託する政策、これをとる者が考えることではないか、こう思うのです。ですから、いま多くの国民やあるいはまた石炭関係の人がサンシャイン計画を立てました。あるいはまた、二百五十万トンを下らず、こうおっしゃつても、炭鉱労働者が増産に應ずることができない。あるいはまた国民が、一体政府のエネルギー政策はどちら向いているんだらうか、この不安を持つのは、貧しくても、不十分でも、自国のエネルギーに立脚してそれをベストに使つていく、そうしてそれをたとえば土台にしたがら日本のエネルギー政策を立てていくという、この自立というか自活というか、あるいは自給度を高めていくというか、この基本姿勢に立たないところに、国民が今日の政府のエネルギー政策になお多くの不安を持っている理由の一つがあるのです。

そういう意味で、せっかくいま政府が二百五十万トンを下らずという一定の手直しをされたこと、これ自体として私は反対するものではないが、それが、そういう意味で大臣、どうでしょうが、国内の石炭、水力というものをただ図面の上で、将来何年後には油がどれだけ入るといふ、こういう計画だけではなくして、一％、二％、三％でも、日本の水力や石炭の自給度を高めていく、国民これに協力してもらいたい、もしそう訴えるならば、日本の国民は私は納得できるだろうと思うのです。

が、どうでしょう、大臣、石炭の自給度を高めるという方向で総合エネルギー調査会やこれからの政策をお立てになるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○中曽根国務大臣 水力や石炭を活用するという方向にできるだけ進んでいきたいと思っております。そのためには、ダムをつくるということも必要でありましょう。また水力発電をやることも必要でございましょう。石炭火力を増設することも必要でございましょう。どうぞ、そういう点についてはぜひ御協力願いたいと思っております。

○多田委員 いや、私の伺っているのは、石炭専焼火力発電をつくるのか、そういうことではない。もつと基本について伺っているのです。つまり、日本の持っている国民的な資産である石炭、水力を全力をあげて自給度を高めていくという方向でエネルギー政策をお立てになるのかどうか、そのことを伺っているのです。

○中曽根国務大臣 用途を見なければ自給力を高めてもできないことです。

○多田委員 それは逆なんです。そこで用途というのにはエネルギーでございましょう。五次答申のときにエネルギーの集計したのは千五百万トンと聞いております。つまりエネルギーというのは、今日の日本で最大のエネルギーは鉄鋼と電力でございましょう。そのほか、最近このエネルギー危機の中でセメントその他で若干石炭を使うようになりまして、そういうものの余波を受けて政府が手直ししているということも、私は否定しているのじゃありません。問題は基本姿勢。今度のエネルギー危機の問題から、あるいは食糧の問題でも同じでございまして、国内の資源を自給していく、自立していく、自給度を高めていくというこの基本的な政治姿勢の上に立たれるのか、ということとは、自給度を高めていく方向に努力されるのか、どうなのか、この一点を聞いています。そうすればエネルギーに対してもっとアプローチのしかたが違ってくると思う。今日、電力、鉄鋼をはじめとして大商社その他が、もうけのために

はどういうことをやったかというのは天下周知の事実ですよ。その本質が変わったのか。私は、きょうの参考人の話を間接に伺っていても、彼らの経済姿勢が根本的に変わったというふうには理解していない、お話のついでに申し上げますけれども、大事なところはそこではないかということなんです。

私も、いま五千万トンの石炭が一、二年後に掘れるなんて夢に思っておりません。二年後に四千万トン掘れるということは、これは技術的に困難なことでしょう。しかしながら、このエネルギーの問題で、石油の問題については非常に悩みのようでございまして、どこに悩みの根源があるのか。メジャーを通じて中近東から八〇%買っている。日本のエネルギーの大半は外国依存である。そのメジャーは、とうの昔に他国の炭田その他を買いたちあさっている。つまり、あちらまかせなんです。ないものはやむを得ないとおっしゃればそれでしうけれども、そして中近東の情勢は、大臣も御承知のとおり、きわめて流動的です。歴史の流れの発展としては、民族自決の運動は、これは押えることのできない力で前進していくでしょう。量、価格の問題、これはもっと深刻なパンチを受けなければならない保証は一つもないのです。そういう中で、いま国民も為政者も、特に為政者が真剣に考えなくちゃならないことは、その日本の資源をフルに活用していく。コストの問題も出てきます。政府もいままでも電力や鉄鋼のために一定の金を出してきました。ですから私も、そういう方向で国民に訴えるならば、国民も納得できる面があるのです。だから、そういうことにお立ちになるのかどうか、このことを今度のエネルギー危機の問題から私は反省点の一つとして訴えているわけだし、またお伺いしているのですが、再度その点について、どうですか。

○中曽根国務大臣 私は実務家で、行政を担当しているものですから、エネルギーをつくっても何に使うか、方向や目標がない場合には使ってもむだになります。結局一体化してそういう計画は進めなければならぬのであって、そういう意味で、

ダムをつくるにせよ、石炭火力をつくるにせよ、そういう点で御協力願えなければ、いたずらにエネルギーをつくったってむだになってしまふ、そういう使用の方途についても御協力願いたいと申しておるのであります。

○多田委員 それから、先ほど日本の石炭はメジャーであろうが、だれであろうが、掘ったらいのではないかというふうには大臣はおっしゃいました。「中曽根国務大臣」そんなことは言いませんよ。」と呼ぶメジャーであれというふうにおっしゃっております。これはあとで速記録を見てもみましよう。そういうことをおっしゃったじゃありませんか。(中曽根国務大臣「まるっきり逆だ。」と呼ぶ) それじゃ、それはどういう意味だったのですか。

○中曽根国務大臣 日本の石炭を保護するため、たとえメジャーであろうが、国内業者であらうが、かつてに入れてくるということは許しませんと、そういうことを言ったのです。

○多田委員 そうですか。じゃ、それは取り消します。

そこで大臣にもう一つお伺いしたいわけですが、長期計画を立てる場合の基本姿勢について大臣からいままお話がありました。しかし、この長期計画をつくる場合に、総合エネルギー調査会にかけられるわけですが、この総合エネルギー調査会のメンバーをひとつ見てみましょう。業界の代表が、半分以上入っているわけでありまして。そういう意味で、ほんとうの長期計画を立てるために、それにふさわしい、そして国民の期待にこたえるようなエネルギー調査会につくり変えていくか、ひとつ伺いたいと思います。

○多田委員 それでは次の問題に移りたいと思うのです。

それは、二月八日の総括質問で、中島質問に対して、昭和三十一年に通産省の炭量調査での実収炭量は三十一億八千万トンと算定して、昭和四十六年度における経済性を加味した炭量を五億九千万トンとされておりますけれども、その経済的根拠として生産原価をトン当たり九千円として積算しておりますが、この積算は何を基礎としたのかということ。

それからいま一つは、当時、これは御答弁でも、生産原価は四千五百円であった、こう言っておりますね。それが二倍の九千円、これを経済的炭量として積算しているわけですが、これは一体何年を目標として九千円という炭価を立てられたのか、あるいはその積算の根拠、これをひとつ伺いたいと思います。

○高木(俊)政府委員 当時四千五百円のコストというのは、中には三千円あるいは二千数百円で掘れる山もございました。また半面、当時から五千円、六千円というコストで掘るところもあったわけでございますけれども、一応平均値というのは四千五百円でございます。また、四千五百円から五百円刻みで一億九千円までのコストを試算し、その九千円までのコストで掘れる炭が五億九千万トンということでございます。それで、当時の生きていた山、二十三炭鉱、二十一の大手と新鉱二炭鉱、二十三炭鉱の当時の骨格構造から見まして九千円までで掘れるという炭量を計算したわけでございます。何年先に九千円になるとかあるいは何年先に六千円になるとかいう計算ではございませんで、一時点を区切った試算、四十六年の十一月ごろだったと思えますけれども、その時点における九千円で掘れる炭量はどこまであるかあるいは七千円で掘れる炭量は幾らあるかということ試算しておりますので、九千円が将来の何年時点を予想してのコストかという試算ではございません。

それから二百二億トンという数字、これは通産

省のほうで出しております。これは埋蔵炭量調査の結果でございます。当時のいわゆる理論値でございます。いまこの数字を直ちに見直す必要はないものと考へます。ただし、二十年を経過いたしました今日でございますので、現有稼行区域以外の新規区域の炭量や終閉山による消滅区域における炭量というものは、もう一べん、いま申し上げましたような経済性がある程度加味いたしまして、幾らのコストならば掘れるかということで見直さなくちゃならぬというふうに考へております。現在合理化事業団及び各企業の現在の骨格構造をベースにいたしまして、二万円までで掘れる炭量は幾らあるのだからかと、これは一応二万円というのをもた単に置いていただけでございます。ところが二万円になるとかいつが一万円となるとかいうことを前提にしたコスト目標ではございません。ただコスト別に、幾らの金額ならば幾らの量が把握できるかということを見直す作業をいま実施しておりますのでございます。

○多田委員 それでは聞きますけれども、当時四千五百円でしたね。四千五百円でその採算に合う実収炭量というのは幾らだったのですか。

○高木(俊)政府委員 いまここに資料を持ち合わせておりませんので、幾らということとはちょっと数字は申し上げられません。

○多田委員 量は多かったですか、少なかったですか。

○高木(俊)政府委員 ちょっと記憶はしていませんけれども、資料を持っておりますので、申しわけございません。

○多田委員 この間の予算委員会、通産大臣はこういうふうなことを述べていますね。「この経済性を加味したというものは、客観条件によっても動くものでありますから、この量をできるだけ多くできるように私たちが努力していきたい。」というふうに述べておられるわけです。それからこの五億九千万トン、これは九千円で炭価を計算して九千円に合う炭鉱、しかもこれはビルド鉱ですね、当時存在していた。これも存在

していた炭鉱と言っております。ここではじいたものだ、こう言っているのです。つまり五億九千万トンというのは九千円を基礎にした炭量であるということですね。同時に、経済性は客観的条件で変化するものだ、これは通産大臣の御答弁でございました。これは三段論法で言うわけじゃありませんが、そうすると結論というものは、経済炭量というのは客観的な条件で変化するものだということにこれはなってしまうのです。こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○中曾根国務大臣 そう思います。やはり対抗エネルギーの値段というものが、経済採算というものを企業の上で行なっていくとすれば、当然影響は出てくるのであります。そのときの経済性のある可採量というものは当然対抗エネルギーにも影響されて、可採量というものは上がった下がりたりするものだと思います。

○多田委員 二つの問題があるのです。一つは私も前回質問したとき、政府側からこういう答弁を聞きました。多くの国民は二百億トンという、これは三十年代の初めに調査されたもので、これは一応動かないとしてもよろしいでしょう。それから実収炭量が三十一億トン、それから経済炭量が五億九千万トン。多くの国民の受けるのは、掘れる石炭は五億九千万トンしかないというこの考えなんです。ここに落とし穴がある。これはそのとき生きていた山の炭量なんです。しかもいま大臣がおっしゃったように、客観条件によって経済炭量は変わってくるわけでありまして、私がコストの問題よりも言うのはそのことなんです。だから、率直に言つて、実収炭量が三十一億トンある。また一部の研究者に言わせれば、安全率と実収率をかけて、もし二百億トンとするならば、六十億トン前後がまだ掘れるのではないかと、こう言う研究者も少なくないのです。そうすると、大体掘れる石炭というのは政府の言っておられる三十一億トンから六十億トン、こうなるわけです。どこに線を引くかは、まだこれは調査をしなくちゃなりません。だから五億九千万トンという

は九千円という原価ではじいた、つまりコストではじいた炭量なんだ、このことがはっきりしてきただ。そうすると、われわれは掘れる石炭はまだ相当にあるということですね。このことを予算委員会やきょう大臣の御答弁によって国民の前にはつきりされたというところは、一つは国民にとって石炭を見直す上で非常に明るい展望を与えるものだ、私はそういうふうに思っております。

○高木(俊)政府委員 六十二億トンでございす。

○多田委員 この六十二億トンというのは、これは国、つまり国民の税金で閉山交付金その他であらうば買い上げたものであり、これは国の財産ということになるわけですが、この六十二億トンとそれから五億九千万トン、これはどういう関係になるのでしょうか。つまり五億九千万トンは、この六十二億トンに含まれるのか含まれてないのか、一部ダブっているのか、それを伺いたい。

○高木(俊)政府委員 六十二億トンと申し上げたのは、いわゆる閉山した山の炭量でございまして、先生御指摘のように評価して買い上げた炭量でございす。規模としては約六千万トンの炭鉱を買い上げたということになると思ひますけれども、その六千万トンに見合う山の炭量が、評価の対象になった炭量が六十二億トンということでございます。

なお、五億九千万トンと申しますのは、当時生きていた二十三炭鉱の炭量でございまして、その後五炭鉱が閉山しております。五炭鉱の炭量が、当時の五億九千万トンに当たる炭量は約三千万トンでございす。

○多田委員 先ほどもちょっと話が出ましたけれども、当時経済性に合わないということで常磐の炭鉱を閉山いたしました。それがいま再開届けが出ていますわけですね。私はこの中にも、コストというものが客観条件によって変わる、あるいは鉱区

というものが変わるといふ、このことをはっきり示しているというふうに思ふのです。これをお認めになりますか。つまり認可されますか。

○高木(俊)政府委員 常磐のほうは鉱区調整によって認可する予定でございす。

○多田委員 一事が万事というふうに、万事これを引き延ばすというところはかなり適切でないと思ふのですが、私の調べたところによつても、相当閉山したり、あるいは廃山した山、ここで鉱区調整その他をすればまだ膨大な石炭が掘れるところとは、これは多くの技術者が認めているところなんです。つまり、客観条件が変わつてきた。石油危機が来たのだ。それで石油が値段が高くなつた。思うようにこれは手に入らなくなつたという段階では、殺された山が生きてくるのです。採算性に見合わなかつたものが採算に見合つてくるのです。なぜなら、業者は採算に乗らなかつたら絶対掘らないからです。あつても掘らないからです。こんなことは企業のやり口を知っているものだったから、中学生でもわかることなんです。私がさっきポリシーが大事だと言つたのは、大臣、そのことなんです。

かつて石油がどうとうとして入ってきたときに石油業法をつくつた。そうして石油のほとんど入ってくる道を開かれた。これが政策だ、という政策ないとは言いません、これが政策である。そうして当時、高度経済成長の入り口ですね、鉄鋼、ガス、電力、これらをどう安くやらせるかということで炭価の引き下げ、ここから石炭の後退が始まり、あわせて炭価がどんどんつぶれていったのです。まさに政策なんです。経済の動向だけで引っぱられていたのだらば、大臣は要らないのです。日経連か経団連の会長を大臣が通産大臣にしたほうがはるかにましなんです。なぜなら石油の輸入量だつてわかつてはいるのだから、そこを押えて日本のエネルギー政策のかじをとるといふのが、これがポリシーなんです。ほんとうの意味での。これは大臣とはなかなかかみ合いませんので、これ以上この問題についての論議を進めていくこ

とをやめたい、こういうふうに思います。

そこで、いまセメント業界でも石炭の使用がふえてきていますね。去年ですか、東ガスでも石炭の設備をつくってくれたというのが出ています。政府もまた今度北海道にですか、石炭専焼の火力発電所を二つつくるといふことも予算も組まれているようです。私はこの方向を大きく一歩前進させる必要があるのじゃないか、こういうふうに思うわけですが。したがって、総合エネルギー調査会に諮問されるときも、そういう積極的な立場、つまり一般的にこれをどう位置づけるかということになれば、総合エネルギー調査会にいる人は半分以上は大企業の代表です。そして、先ほど大臣はニューオーダーをつくらなければならぬ、産業構造を変えなければならぬとおっしゃったが、経済界には簡単に産業構造を変えるなど考える人はだれもおらぬでしょう。私は、国家百年の大計というのは最もすぐれた政治の分野だと思つて、そうすれば、エネルギー調査会に対して、もっと自国資源を見直すような立場で検討してもらいたい、こういう諮問にあたつての政府の立場を述べられるというのが至当だろうと思うのですが、そういうこともおやりにならなかつたのでしょうか。

○中曽根國務大臣 やつております。セキユリティーの問題というのはそういう意味であります。す。

○多田委員 大臣はセキユリティーといふことを使われるのですが、セキユリティーといふのはどういふことでしょうか、お伺いします。

○中曽根國務大臣 経済的安全保障と申しますか、つまり国産資源を使つて、外国資源ばかりに依存して外国側の事情によつて国内の安寧があまりひびくようなことをできるだけ防ごうという、そして国内的な政策によつて安定性を保持して、いこうという政策だろつと思ひます。

○多田委員 この間の予算委員会でも、石油よりも石炭、これは発電の場合ですが、幾らか安くなくなつてきたといふことがありました。そして北海道、九州ではかなり前からこれが安かつたのです。これも当委員会でも明らかにされてゐることなんです。つまりコストといふことからのならは安くなつてきてゐるのですが、どこに障害があるのでしょうか。

それからついでに申し上げますと、原料炭についていへば、強粘結は日本にはないから、これは入れていくといふこともやむを得ない処置だろうと思うが、最近一般炭の話も出てゐる。そしてまた、この中間報告にも、外炭を入れるなければならぬ。外炭を入れる道は石油と同じ道です。またその繰り返しだと思ふ。そういう意味で、どこに障害があるのでしょうか。

○高木(俊)政府委員 確かに先生がおっしゃいますように、積み地、いわゆる産炭地でございます。けれども、産炭地における発電につきましては、石炭のほうが油に比較して安いというのは事実でございます。ただし、産炭地をつくつております発電所は、いわゆる低カロリーの、いままでであるならば捨てられるべき性質であつたような炭を産炭地火力として使つてもらうように、需要開拓という面からいふのが北海道の低品位炭の発電所ではなからうかと思ひます。今後建設します場合も、低品位炭は、遠くまで持つていきましても、これは輸送費の問題、いろいろございすので、いづれにせよ、産炭地内に発電所をつくつてもらうといふのが一番大きな問題ではなからうかと思ひます。

○多田委員 一つ伺いたいのですが、閉山した山、

六十二億トンございすね。先ほど大臣からこれでもできるだけ見直していきたいといふふうな話がありました。閉山した山についてもう一度厳密な調査を、この場合、会社の一方的な資料だけではなくして、第三者、技術者、これらを含めた調査といふものを計画しておられるでしょうか。もしおるとすれば、いつからどのようにしておやりになるのか、ひとつ伺わせていただきたいと思ひます。

○高木(俊)政府委員 閉山しました山につきましては、合理化事業団のほうで詳細な資料を持つております。むしろ、合理化事業団にそういう技術委員会みたいなものをつくりまして、事業団で検討していただいたほうがいいという結論のもとに、すでに昨年の末だつたと思ひますけれども、石炭部のほうから合理化事業団のほうに、いま先生御指摘の六十二億トンの山についての見直しをさせております。ただし、保安上の問題もございすし、閉山したところの山の炭が全部掘れるというわけにはいかぬと思ひますけれども、当然保安上の問題あるいはある程度さき申し上げましたコスト的な考えも入れまして、どれぐらいその死んだ山からまた生き返る炭があるかということ、現在指示して作業させておる段階でございます。

○多田委員 そういふ指示をしたのはいつされて、いつ結論を得られるのですか。

○高木(俊)政府委員 昨年の十月だつたと思ひます。結論をいつまでといふことは、当時言つておりませんので、これはすでもう作業はやつておりますけれども、総合エネルギー調査会のこともございすので、できるだけ早く結論を出してもらうように、再度事業団のほうには指示する予定でございます。

○多田委員 これは大臣に伺いたいのですが、その場合ですね、いまの石炭の需給関係からいって、政府が買い上げた、これはまあいへば国民の財産、国有といつてもいいでしょう。それを掘らなく

ちやならないという事態ができると思定する、想定するといふよりも、そういう場合も十分あり得ると思ふ。その場合、どういふ方法でその採掘、採炭をおやりになる予定ですか。あるいはそこまで考えておられませんか。

○中曽根國務大臣 これは調査して実態を見て、鉱区調整等の結果もよく把握した上で、検討すべきものであると思ひます。

○多田委員 政府は、いままで総合的なエネルギーといふことをあまり口に出しておつしやいませんでした。しかし、最近特にそれを強調するようになったのですが、私もはすでに十年前、石油業法が出されたときもそういう立場でこの法律に対して反対したわけでありす。そしてまた私も、五、六年前から、かりに石炭を国有化しても、あるいは公社化しても、安い石油——当時安かつた。これが、日本の市場を半ば独占しているメジャー、あるいはまた日本の石油精製あるいは石油化学、これらの工場に膨大な投資をしてそれを牛耳つてゐるメジャーが、日本の資源があるいはマーケットをねらつてきた場合に、これはなかなか太刀打ちできない、そういう意味で、公社をつくつて電力、石炭、原子力、新エネルギー、これらを含めた総合的なエネルギー政策を訴えてきたわけですが、いまこそ総合エネルギー政策をつくる上にあつても、大事な問題は、やはり日本の資源をしっかりと愛するといふだけならば、通産大臣も、資源を愛することは中島さんに落ちないと言つてしまつたが、愛するといふことはだれでもできることです。それを政策化するといふことが戦いであり、困難な問題なんです。そういう意味で、私はぜひ、日本の石炭あるいは水力、これを最大限に政策化して生かしていくという方向で、総合エネルギー調査会に対しても対処していただきたい。このことを心からひとつお願い申し上げます。

次に、二千二百五十万トンを下らずといふことございまして、政府は四十九年度で約四百万トンですか、三百万トンでしたか、閉山の計画を

持っております。数字はあとで速記録のほう、正確に入れてください。それから労働者のほうで炭鉱の離職者対策として九千人ですか、この予算を組んでおられるわけですね。そこで伺いたいことは、これは通産省のほうに伺いたいのですが、二百五十万トン、これはいわば増産ですね。これをしていく上にどれだけの労働力が必要になると思ひになりますか。

○高木(俊)政府委員 二百五十万トンの量でございますけれども、本件に対しては、渡辺先生からの御質問のときにもお答えいたしましたけれども、例の現有鉱における需要がいつかないというところで、生産を押えておる山がございます。その山における増産と申しますか、そういう点で労働者を特にかかなくてはならぬということではないと思ひます。こういう点で約九十万トンの増産は可能であるというふうなものは見えております。なお、ほか、新鉱関係で当初予定いたしました生産量の一部の増産及び北海道を中心といたします露天掘りの量でございます。露天掘りにつきましては、特に労働者を確保しなくてはならぬという点はないのではありませんかと思ひます。一応請負その他において露天掘りが実施されるのが事実でございます。

○多田委員 かりに二百五十万トンを掘るとすれば、最低どれだけの労働者が要りますか。

○高木(俊)政府委員 約二百名から三百名の間ではなからうかと思ひます。

○多田委員 二百名から三百名の労働者で、坑内外含めてですよ、二百五十万トンの石炭を掘れますか。能率どれくらいになりますか。

○高木(俊)政府委員 いま申し上げましたのは、いわゆる増産に伴う二百五十万トンでございます。新たな二百五十万トンの山を開坑するということで、新たな二百五十万トンの山を開坑するといふので、十トンといまして……(多田委員「能率九十トン……」と呼ぶ)七十トンでもよろしゅうございませうけれども、ちょっと計算させていただきますので、申しわけございません。

○多田委員 能率その他を試算して、私も最低これは千名、最低ですよ、必要だろうと思ひます。いま炭鉱労働者の平均年齢はもう四十歳で、おそろしくはかの産業に見られないほどの高齢になつていっているわけですね。そしてまた炭鉱労働者というのは、一日や二日で掘れるものではないといふ。一方では新陳代謝が——新陳代謝といふのも、むしろやめるほうが非常に激しくなつてきている。一つには、政府の炭鉱政策にまだ希望が持たないといふこと。どこかへ行きたいといふこと。もう一つは、炭鉱の保安条件その他、労働賃金、先ほどお話のあったように、あの一番困難な地下産業の労働者が、他産業に比べて決して高くないどころかむしろ低いという状況。その上へもつてきて、保安という生死にかかわる問題を常時二十四時間かかえているという職場。こうしてみれば、政府が五十年、五十年を目ざして二百五十万トンを掘ると言うが、二千五百万トン下らずという方向で進めてきて、いま二千二百五十万トン掘るといって、一体労働者がほんとうに確保できるでしょうか、いまの条件で。そう思ひつらうと思ひますか。どうですか、確信ありますか。

○高木(俊)政府委員 先ほどの新鉱二百万トンの山をつくるとした場合、能率七十トンとしますと約三千人近い坑内外の労働者が要になつてまいります。さつき二、三百名と申し上げましたのは、露天掘りその他を入れての増産余力のあるところで、増産余力があるところは現在すでにほとんど労働者を確保しておられますので、要りません。そういう点からいまして二、三百名と申し上げましたけれども、新規の二百万トンの山を開坑するとなれば、能率七十トンとしても三千名弱の労働者が要になるといふことでございます。

○多田委員 私は、昨年の暮れの連合審査でも伺つたときに、いま一番の隘路の一つは労働力だといふふうな御回答があつて、これに類した質問をしたわけですが、かりにこれから石炭をもっと掘っていくようにユーザーが要求してきたという場合に、この労働力の面から破綻することは火を見るよりもはっきりしているのです。そういう意味で、私、ひとつ提案を申し上げたいのですが、こし平和鉱を含めて閉山を予定されている山もあるようです。しかし一方では新鉱計画もあります。そこで、閉山資金あるいは労働省の場合のこの九千名の退職に対する政府からの援助がございませう。私は、これを炭鉱労働者の労働条件の改善であるとか、あるいは新たに就職する者に対する就職支度金、こういう思い切つた措置をおとりにならないかどうか。というのは、すでに北海道の道では、こし千名の炭鉱労働者を新たに採用し、また炭鉱労働者になつてもらいたいといふことで、わずかであつても、一人三万円、四十九年度三千万円の就職支度金の予算を初めて組んだのです。これは御承知だろうと思ひます。そのように地方自治体は乏しい中で何とかして地場産業を守つていく、炭鉱労働者を何とかして優遇していきたいという立場をとつておられるわけですが、こういう思い切つた措置をとられないでしうか。

これとあわせて、九千名の離職者対策のお金と、それから閉山資金は合わせて幾らくになりますか。何百くらいになりますか。

○佐藤(喜)政府委員 現在、来年度予算に計上いたしてございませう。援護関係の予算額は、約三十億だと承知をいたしております。先生御指摘のように、私もいたしまして、従来、炭鉱閉山になりました場合に、再び炭鉱に再就職を希望される方につきましては、たとえば再就職奨励金ということ、一年未満で炭鉱に再就職されたら七十五日分すでに予算で措置をいたしておるわけでございます。また、来年度も予算審議をわずらわしておるところでございますが、そのような措置をいたしてまいつたところでございます。

現実には閉山がないことを私も期待をいたしておりますが、先生御指摘の労働力確保につきましても、非常に大事な問題でございますので、私もとしまして、現在の援護措置とられております

したとえば移住資金制度、再就職奨励金制度といふようなものを活用して、安定機関の総力をあけまして炭鉱へのあつせんにも最善の努力をいたしてまいりたいと思ひます。

ただ問題は、何と申しまして、炭鉱におきまして経営基盤の確立と労働条件の問題もございませう。また、保安の確保の問題もございませう。こつた経営の基盤の確立、保安の確立につきましては、私もいたしまして通産省に從來から強くお願いをいたしておる点でございますが、労働省といたしまして、今後さらに努力を続けてまいりたい、かように考えております。

○高木(俊)政府委員 四十九年度の予算といたしましては、一億五千万トンという閉山量をベースにいたしまして、七十四億という計算をいたしております。ただし、百五十万トンはおそらく四十九年度には閉山は起きないというふうに私も考えております。

○多田委員 時間も来ましたので。炭鉱労働者はいま春間で五万七千円ですか、この賃上げを要求しているわけですか。賃金というものはもとと労働者の関係で決定するといふ問題でございますが、しかしながら、いま石炭を見直していかなければならぬ。政府は二千二百五十万トン、これもやがては大きな隘路にぶつかつてくることははつきりしている。そうすれば、政府としても炭鉱経営者に対して、幾らの額にしろといふことはおっしゃれないでしよう。しかし、ほんとうに炭鉱労働者の生活条件改善、労働条件改善、基本的には生活を安定していくといふ意味で、ひとつ積極的な指導あるいは援助といふものをやつていただきたい。間違つても、それ以上上げれば炭鉱がつぶれるからといふふうなことで変なブレーキをかけないようにはしてもらいたいといふふうに思ひます。

きょうの質問で、大臣からは、石炭の自給度を高めていく、水力の自給度を高めていく、こういう問題については最後まで御回答いただけませんでした。この限りにおいては、国民は依然として

政府のエネルギー政策に大きな不安を持たざるを得ないし、石油やメジャーに鼻っ先を振り回されるようなエネルギー政策というのに対して、この不安はなくなっていくかというふうなふうに思います。引き続き委員会での問題をさらに伺いしていきたいと思っています。

以上で終わります。

○田代委員長 鬼木勝利君。

○鬼木委員 私が聞こうと思っておるようなことは、大体皆さん方が詳細にわたって大臣の所信をただされたので、重複する点はなるべく避けたいと思いますが、大体大臣の所信表明につきまして、それを中心に、軸にして私はお尋ねしたいと思うのです。

きょうは、長谷川労働大臣は時間がないから、私はお尋ねしません。後日またゆっくりお尋ねいたします。

いまの失対部長の答弁なんか、すごぶるまずい答弁で、あれであなたは卒業されたつもりで喜んで引き下がられたが、あれは全然なっていない。ああいう答弁ではまずい。ところが、この所信表明を拝見しましたところ、遺憾ながら、中曽根大臣の所信表明も、作文としてはまことにこりつぱです。しかしながら具体性がない。非常に抽象論で、いままでもう古い古されたことをそのまま羅列しておられるようでございます。

中東石油への依存傾向というようなことは、程度の差こそあれ、欧米も同じことで、今回の国内資源の開発あるいは促進という自給体制の強化が強く打ち出されたときに、石炭鉱業審議会から先般中間答申が出ております。それによりまして、中曽根大臣もその中間答申に沿って努力をするんだ、こう言っておられますが、今後のエネルギー危機に備えて石炭の安定的供給拡大をはかる、そのためには、先ほどからずっとお話がありましたように、石炭の長期的意義づけ、位置づけ、ビジョンというものがもう少し正確にはっきりならなければならないと思います。鉱業審議会から、二千二百五十万トンだ、大体二千万トンを下らな

いという最初の答申が、今度は二千二百五十万トンをやるんだ。その位置づけをはっきりさせるんだということを大臣はおっしゃっておるようだが、先ほどの答申を聞きまして、すごぶるあまいだ。これは増産を二百五十万トンの予想をしておるんだ。二百五十万トンの増産をするには、新鉱といふことになるが三千人の人間が要るんだ。露天掘りをやれば従来ある既設の炭鉱に加えて二、三百人でもいい。すごぶる答弁があいまいであって、労働省と産産省が合議の上、これは二千二百五十万トンははっきり確保できるんだ、そのためにはこれだけの人間は必ずできる。あるいはまた安定補給金は、これだけの人間のためにこれだけ上げなければならぬ。ただ行き当たりばったりで、一般炭が百円だとか二百円だとか。じゃ、それを上げて足らなければどこから金を持つてくる。先ほどから聞いてみると、労働大臣の答弁もすごぶるふざけた答弁だ。魅力があるようにいたせばよろしいと思います。魅力があるようにこのように労働者を優遇いたします、このように予算を組んでおります、このように賃金も上げます、みな喜んで来よういたします、こういうような具体性は何にもない。ただ魅力あるようにいたします。そういうことでどうして石炭の位置づけができるか。

これは石炭産業には最もベテランの中曽根大臣、私も常に信頼を申し上げておる中曽根大臣の、的確な明快な、このようにして国内資源の確保、エネルギー政策はこのようにやるんだ、鬼木安心しろ、ひとつそういう点を承りたい。

○中曽根国務大臣 いろいろ御批判をいただきまして恐縮に存じます。鬼木先生からは引き続きいろいろ御指導をお願いしたいと思っております。

まず申し上げたいことは、石炭関係の従業員の皆さんにいろいろ御不安、御心配を与えておりますが、まことに恐縮に存じておるところでございます。自分の感じでは、去年から申し上げておるところでございますが、石油事情の大きな変化もこれあり、石炭の新しい価値づけ、新評価とい

うものはいよいよ出てきたように自分は思うのであります。したがって、そういう基本線を心に持ちながら、前向きにこれを推進していく、そういう気がまをもちまして総合エネルギー調査会にも諮問もいたしましたし、その結果によりまして、第五次答申も含めて基本的に洗い直してみる用意があります。そういうことをまず基本的に申し上げてみたいと思うのであります。

とりあえずは、中間報告をいたしまして、二百五十万トン増産させていただきまして、これを完遂するために、四十九年度から予算その他の措置につきまして一生懸命やっておりますが、これは予算をつくる過程において、大体九十万トンはこれこれ、残りはこれこれ、そういう一応の目算を立てて予算をつくったのでございますが、これらにつきましても、的確に計画をさらに固めてまいりまして推進してまいりたいと思うところでございます。

さらに需要につきましても、産炭地火力その他のについて、かねて申し上げておるところを履行してまいりたいと思っております。とりあえずは、北海道に優先してまずやり、また九州においても地点その他が解決すればこれも相次いで実行したい、こう思っております。需要面におきましても積極的に努力してまいりたいと思っております。ところでございます。

○鬼木委員 大体大臣の御説明を承って、非常に私も明るい見通しはついたのでございますが、これはただ、いま大臣のおっしゃるうちに、このようにいたします、こういう考えでございますという信念だけではいけませんので、これをあくまで私は具体化していただきたい。そういうこまかい具体化の問題につきましては、あるいは大臣は大きなことをおきめになるから直接お尋ねしてもどうかと思うのですが、そういう点はひとつ部長や局長連中でよく検討してもらいたいと思うのです。

この需給の問題も、あるいは需要確保の問題について、この答申を見ますという非常に心配になることは、まあこれは読むと時間がかかりますので読みませんけれども、「国内炭の供給余力」というところに、この答申の四ページに、二千二百五十万トンと、まあこうなると答申してあるのですが、先ほど申し上げたとおりですが、これには、先ほど部長が言ったように露天掘りというふうなことも考えられるでしょう、あるいは新鉱ということも考えられるでしょうが、私はもう国内炭の出炭ということには、あるいはもうほとんど余力がないんじゃないか。どんだん新鉱を開発するとか、あるいは先ほどからお話があったように、露天掘りでも大々的におやりになるとかいうことをやられないという、これはなかなか簡単には二百五十万トンの位置づけということが、大臣は非常に自信満々でおっしゃっておるが、私はこれは容易なことじゃないと思うのです。これからまだだんだん新たに深部を掘進していくというふうなことになる、これはまた鉱害設備なんかも要りますし、これはたいへんだと思う。あるいは、先ほど言った労働力の確保というふうな問題もある、大臣は御自信満々であるが、そういう点はどうか。ひとつ高木石炭部長、あなたはこれをもう少し数的に、計数上からももう少し納得のいくような説明をしてみてください、二百五十万トンはどのようにしてどうやるのだという。ただばく然と、二百五十万トンはだいじょうぶだ、可能であると思えますというふうなことを、先ほど高木部長が答弁されたが、そういう答弁ではちょっと納得がいかない。もう少し合理的に計数的に、そろばんをはじいてひとつやってみてほしい。

○高木(俊)政府委員 現有鉱の増産分でございますけれども、名前を申し上げますと、御存じのとおり太平洋あるいは三池あるいは赤平という点の現有鉱の増産ということになるかと思っております。太平洋炭鉱につきましては、実は私社長にいろいろお話を聞いたのでございますけれども、技術屋の社長でございますけれども、現人員、現坑内の構造をもって十分生産の増はできるという御発

言でございませう、また技術屋として見ましても、その点は可能であらうと思ひます。

なお、三池でございませうけれども、三池につきましては、いわゆる需要面の方から工業炭を押えて採掘している。これは同じように、赤平については原料炭を主体に掘っている、一般炭のほうをのけて掘っているというふうな、いわゆる果層採炭をやっている炭鉱でございませう。

こういう山は需要さえつければ人員をふやさなくても現人員でもって増産ができるという点で、いま申し上げました三炭鉱を中心に、まだほか少数の山がございませうけれども、現有としての九十万トンの増は可能であるというふうに見たわけでございます。

○鬼木委員 太平洋炭鉱あるいは北海道の赤平、この炭鉱で増産をどのくらいに見込んでおられますか。

それから三池炭鉱、これは御承知のとおり非常に高サルファですから、硫黄が高いのだから混炭しなければいけません。そうすると、そういう点をよく考慮に入れられて、たとえば輸入炭ですね。無造作に輸入炭をやられたのでは困るのです。めくらめっぽうに輸入炭をやられたのじゃ、海外炭をどんだんやられたのじゃ国内炭の引き取りが困る、どうして引き取ってもらうか。だから、まず国内炭に支障を来さない、影響を来さないように海外炭を持ってくる。そういう点もよく考慮の上、それも審議会からちゃんと出ている。報告がここに書いてある。その点はよく注意をするように、「一般炭の輸入に際しては、国内炭の引取りに悪影響を与えない形で輸入が行われることが前提となる。」こう書いてある。そこで、そういう点を見込まれてどこからどう持ってきてどこからどうする、どこはこうやる、人間はどうする、というふうな点を、くどいようですが、これははつきり計算ができておりますか。

大臣は、だいじょうぶだ、二百五十万だ、い、うぶ、確保する、鬼木安心せよ、こう言われた。先ほど私は、大臣がそういうことを言われるから、

前途は明るい、喜んでおりますと申し上げたが、実際業務に携わっておるあなたの方が、どのようにこういう点は計算しておられるのか。文句言っておなたの方を責めるんじゃないけれども、これは一番大事なことでないですか、石炭の位置づけとすることが、これから始まるのです。これから鉱害の問題、産炭地の問題、それから離職者の問題、いろいろ全部、枝葉末節と言ふとはなはだ申しわけないけれども、結局、幹は位置づけだ、これが根本だ、石炭産業は、それからあとはずっと出てくるわけですからね。その点をひとつここではつきりきょうは承りたいと思うのです。

いいですか、石炭部長。あまり気にせぬでもいい。わからにやわからぬ、これから調べますとか研究すると言えはいんだから。鬼木があまりやかましくて、あした病氣になって休んだなどというんじや困るよ。軽い気持ちでひとつ……。

○高木(俊)政府委員 現有鉱の九十万トンの増産でございませうけれども、北海道のほうで約六十万トンでございませう。これは先ほど申し上げましたように、太平洋、赤平等の増産、これは二千万トンのときの計画に対しての増産でございませう。なお九州のほうは三池あるいは松島も一部ございませうけれども、先ほど申し上げましたように、高硫黄炭ということで、その層をよけて低サルファの層を掘っておるということもございませうので、その辺が必要をつけられれば掘るといふことで、約三十万トンの増といふことで九十万トン。

〔委員長退席、多田委員長代理着席〕
なお、輸入炭との混炭の關係でございませうけれども、これはサルファの規制という点からいいますと、かりに三池炭を例にとりますと、三池炭十トン使うためには二十トンの低サルファ約〇・四割ぐらゐの輸入炭が必要となり、三池炭と輸入炭を混炭して一割以内のサルファ分になるわけでありませう。すなわち、約倍の輸入炭が必要ということになります。

もつと私らは真剣に掘り下げてこの点は研究したいと思ひますので、皆さんのほうにおいてもこれは十分練っていただきたいと思ひます。
なお、大臣の所信表明につきまして、項を追ってお尋ねしたいのであります。石炭鉱業安定補給金の拡充及びその傾斜配分、石炭鉱業合理化事業による経営改善資金融資制度の拡充等を行ない、国の助成の大幅拡大をはかることとしたしております。このように書いてありますが、助成の大幅拡大」といふことは、予算面においてどのように大幅に拡大してあるか。これはもし大臣がなでございませうしたら石炭部長でもいいが、予算面で大幅拡大、どういふふうな大幅に拡大になっているか。

〔多田委員長代理退席、委員長着席〕
私も予算面をよく検討して見ておりますので、こ

○高木(俊)政府委員 補助金関係あるいは融資関係、いろいろございませうけれども、まず補助金関係で申し上げますと、構造補助金、それに保安補助金、安定補給金、元利補助金、再建交付金——これは肩がわりでございませう。それに合理化事業団への出資金という、大きく前向き予算として考えられるのはこういうものじやなかろうかと思ひますけれども、これが四十八年度はトータルで四百三十二億になっております。四十九年度は四百九十一億という金額をとっております。トン当たり直してみますと、四十八年度は千七百三十一円の石炭に対する援助をしていたのが、四十九年度は二千二百三十六円といふことで、五百円のアップになるかと思ひます。

○鬼木委員 予算のことについては、またたつぷり検討せなければ、こういう急行でいったのでは話にならぬが、石炭鉱業安定補給交付金、これも単価引き上げが一般五十円、石狩地区が二百円、その他の地区が百円、このようにトン当たり安定補給金——これはどういふ基準かな。算定基準をどういふところから算定されたのか。これによって、また三千人からの労働者がふえると

かあるいは賃金アップとかいふこと、これはどういふふうな算定基準になつておるのか。これがまた私はわからぬことの一つですがね。

○高木(俊)政府委員 安定補給金は石炭の生産量に対して補助する制度でございまして、こういう安定補給金で入ってきた金額が経営の基礎に寄与し、ひいては賃金というほうにはね返つていこうかと思ひますけれども、直接とっておりませう制度は、生産そのものの量に対する補助金でございませう。現在までは、いわゆる大手炭鉱あるいは中小炭鉱、そのうち原料炭、一般炭といろいろ分けた、いわゆるトン当たりの補助を出しているわけでございますけれども、それを一応一般炭と原料炭の区分をなくいたしまして、一般炭、原料炭ともに一律に安定補給金を出してあげましようという制度に変えたのと、もう一つは、いわゆる傾斜配分と申しますか、石炭の一番中心でございませう石狩を中心にしたしまして、石狩のいわゆる経営面における苦しさというものを、輸送費その他——当然輸送費もほかのところに比べて高くなるかと、そういう点がございませうので、石狩地区を中心にした傾斜配分というふうないたしました。五十円から二百五十円の、いわゆる現行制度にかき上げをした安定補給金の決定をさせていただきます。

○鬼木委員 石炭部長は少し考え違ひしておるな。安定補給金のその内容を私は聞いておるのではありません。安定補給金、それはわかっています。トン当たり生産量によつてそれだけアップしてやらないと、働いたつて損ばかりするのでは困るから、だからアップしてやる、そのぐらゐのことはわかっていますけれども、それじや、もとは一体どのように計算の基礎をこまかくデータを出して、これはトン当たりこのぐらゐやらなければ採算がとれないという基準はどういうところから見つたかといふことをお尋ねしておるのです。それは宿題にしておきます。時間が聞いているのじやないですよ。

○鬼木委員 時間があつたかありませうの、石炭の位置づけといふことにつきましては、

それから、中曾根通産大臣の所信表明に、全部私は項を追ってお尋ねしようと思っておる。全部しるしてあるんだから。

その次に「保安対策につきましては」と、こう書いてある。「監督、指導の一その強化をはかる」ともに「云々」。そこで、中曾根大臣の先日の所信表明に「最初に、去る二月一日に北海道万字炭鉱におきまして、死亡者二名を含む罹災者二十名」云々。そこで、「保安行政面において今後一その努力を払う決意をここにあらためて表明する次第であります」と、こう書いてある。災害があった場合にはいつでも大臣がこれとほとんど同じ文句で言うんですよ。委員長も「こり笑っているけれども、いつもあなたが言うのはこれだ。いつもこり言うけれども、同じことばかりやるじゃないか、絶対あとを断たないじゃないか、田代委員長に言えば、こういうことになる。だから保安のことを「一その強化をはかる」ともに「石炭鉱山の保安の確保に万全を期してまいる所存であります」と申曾根大臣がおっしゃっている。まことに力強い、信頼の置けるおことばでございます。おことばはまことにありがたいが、実際はいつも同じことを繰り返している。

そこで私は、こちらでひとつ中曾根通産大臣のときに、何かここにもっときびしく、保安に対してはっきりした提案をしていただきたいと思うのです。ただ抽象的に、保安確保の努力をいたしますというようなことは、これはいままででだれも言ってきたことなんです。ことごとく言ってきた。現内閣の最も有力なる閣僚である中曾根通産大臣、私が最も信頼している、尊敬している大臣、それがいままでのと何も変わらぬ。同じこと。千編一律。これはもう少し何かはつきり責任体制を明らかにするとか、罰則でも設けるとか、私はもう少しきびしく規制すべきだと思ふ。責任を明らかにすべきだと思ふ。人間尊重とか人間優先と言いますけれども、いささかもそういう点は見受けられない。この点はひとつ大臣、御答弁願いたいと思うのです。どのようにお考えになりますか。

炭鉱においては人間は尊重しなくてもいいと解釈していいですか。

○中曾根国務大臣 炭鉱においては人間は最大限に尊重されなければならぬと思ひます。

炭鉱の保安につきましては、近年におきまして幸いにわりあい災害が少なくなってきたところでございますが、この間またそういう事故が起きて、まことに残念にたえないところであります。去年いろいろ災害が起きて、保安につきてきびしく示達をし、また、順次現場を回って督促するようにやってきましたところでございますが、この際、また引き締めまして、無災害月間と申しますか、もう日本じゅうどこでも災害が起きない月を毎月毎月積み重ねていくように、今後また引き締めてやっていきたいと思ひます。

○鬼木委員 これはひとつ中曾根大臣が通産大臣——将来は総理になられるだろうが、総理になられればなおさらだ。ひとつ厳重にいまおっしゃったようにやっていたらいいと思うのです。ことに炭鉱というところは、御承知のとおり、先ほどお話があつておつたように、非常に一生懸命働いている労働者の皆さんに対しては、私らはできるだけの優遇措置をとって尊敬しなければならぬと思ふのです。大事なお仕事をなさつておるのですから。しかも目の目を見ない、暗い炭坑で——暗くもないようにいまはしてあると思ひますけれども、私はお気の毒な方だと思ふのです。そういう方を十分に守っていく、これが私は大事なことだと思ふ。ことに、石炭の見直しがされておる今日、ますますこれから石炭産業というものに対しては注目をいたしておりますので、ほんとに魅力ある山にしなければならぬ。それに、安心して皆さんが石炭産業に従事されるように、いささかも御心配のないように、不安のないようにしてあげるといふことが私は一番大事なことだと思ひます。その点どうでしょうか、大臣。

○中曾根国務大臣 全く御趣旨に同感でございます。われわれもいろいろ引き締めてまいっておりますが、さらに念には念を入れて、炭鉱保安関係の者を奮励いたしましたして、三月にもう一回総点検をやつて、そうしてさらに引き締めてみたいと思ひます。

○鬼木委員 三月に総点検をやると仰せになっております。まことに私は機宜を得た大臣の卓見だと思ひます。ぜひそれは実行していただきたい。時間がなくてほんとうにこれはなんです。またあたたかくさんお尋ねいたしたいのですが、またあとを案じみに、中曾根大臣にはまた万障を繰り合わせて来てくださ。予算委員会でも忙しいでしょうが……。

もう一つ、二つお尋ねしたい。先ほど大臣が御説明になつておりました、クリーンエネルギーとして有効利用するためにサンシャイン計画を科学技術庁でやっていると、予算も二十億組んであるというふうなお話であります。その予算の中心は石炭だ、ガス化とか液化とかいうことにやるようにしておる、こういうふうにおっしゃつておつたのですが、この予算面を見ると、ほんのわずかの——これはこちらではわずかだが、科学技術庁のほうではたくさんやっているとおっしゃることかどうか知りませんが、ことしの予算では石炭ガス化技術開発委託費として一億七千二百万だけ組んであるようであります。ほかの予算の見方が悪かったら訂正してもらいたい。一生懸命あちこち見たけれどもない。一億七千二百万しかない。そこで、大臣の御説明では、そういうことをやる、「着手することとしております」ということで、また実際は二十億の予算は組んでいらっしゃるが、それは一体どういふふうになるのか。科学技術庁のほうでやるのでこちらのほうは関係ない、こういうことと解釈していいわけですね。こちらはわずかに一億七千万だからあとの二十億は全部向こうでやっていると、科学技術庁のほうで石炭のことを一生懸命やっておる、こういうふうに解釈していいわけですね。

○中曾根国務大臣 それは工業技術院に組みました二十四億の予算で、通産省がやる分です。その中で、ことしさっそく着手する幾つかのことで、

で、石炭のガス化というものは重点の一つに取り入れよ、そういうことを言ひまして、それに沿つてことしからスタートを始める。ただ研究要員とか進行度合いから見て、一ぺんにまだ大きなお金を投入してすぐ動けるという段階にまで至っていない、そういう意味で、その準備体制をつくり、大がかりなものへ着手する第一年として予算を計上して段取りをやつておる。

その二十四億の内容及びガス化の内容につきましては、係から御説明申し上げます。

○鬼木委員 部長、何かあるのですか。じゃ、ひとつ承りましょう。

○高木（後政府委員） 石炭関係でガス化の予算でございますけれども、いま先生御指示の一億七千二百万、これはいわゆるサンシャイン計画の一環としてやるガス化でございます。このほかに石炭予算といたしまして二億四千万、電源開発株式会社から実施いたします。これは西独のルルギルを導入する予定でございますけれども、二カ年計画で六億五千、いわゆる初年度に二億補助を出すという二つがございます。

○鬼木委員 この点につきましてもまたあとでゆつくりよくお話を承りたい。

それから、大臣にお尋ねしたいのですが、中曾根大臣が以前通産大臣をなさつておるころ、盛んに私もがお願いして、火力発電所、専焼火力発電所、これを北海道につくつていただくように、全く大臣のお骨折りであったと思ひますが、今度は九州に火力発電をひとつ設置していただきたい。これもここに具体的には書いてないが、所信表明にはそういう意思表示があつたようですが、その点ひとつ大臣に……。

○中曾根国務大臣 石炭火力につきましては、私は非常に強く推進したいと思つておりました。北海道をまず第一にとらえ、次いで九州も推進したいと思つております。九州につきましては、最近一、二の場所からこういう話はどうかとあろうかと言つてきておるのがございます。私は非常に賛成いたしましたして、地元でその点について御了解いた

たくさんならば、私としては異存ないから推進いたしましよ、ぜひ地元の皆さんの御了解を取りつけるようにして下さいとお願ひして、期待しているところでありま。

○鬼木委員 まことにありがとうございます。またその節は、いよいよのときには何かとお世話に相なりしますが、くれぐれもよろしくお願ひを申します。

次に、時間がございませんで最後にちょっとお尋ねしたいのですが、労働対策につきましては、これは先ほど言ったように後日あらためて。

鉱害復旧が七番目になっておる。これも詳しくお尋ねしたいが時間があるまいので、所信表明の六番目の産炭地振興対策ということでございすが、大体分けると、これに二つあるようです。

産炭地域振興臨時交付金制度の充実、工業再配置・産炭地域振興公団による産炭地部門の事業規模の拡大、この二つのごときです。これもすこぶる抽象論であつて、はっきり具体的にお話がないようでございますので、一、二お尋ねしたいのでありますが、先般、全国の産炭地の関係市町村議長会がありまして、その場に私も列席をいたしましたして御祝辞を申し述べたわけでござい

す。その場合に異口同音に皆さんの御要望がありまして、産炭地域におきまして、産振法の第十一

条の問題であります、公共事業に対する高率の補助制度を確立していただきたい、これは皆さん御承知だけども、産振法の十一條にありますように、地方公共団体に対するとおの補助でござ

います。そういう法の改正といひますか、そういうことはお考えになつていただけるかどうか。はなはだ失礼ですけども、もし大臣がそういうこ

まかいことはおれは知らぬとおっしゃれば、そ

き上げという点だろうと思ひます。これは財政力の乏しい六条市町村に広く適用されてないといふ問題の指摘がございまして、昭和四十七年の六月の石炭鉱業審議会の答申及び産炭地域振興審議会の建議においてもその点が指摘されたところでございまして。政府としましては、上記答申及び建議の線に基づきまして、四十八年度におきましては、産炭地域振興臨時交付金のうち特定公共事業に対する調整額を新設いたしまして、予算措置をもつて補助率の引き上げの措置をいたした次第でございまして。なお、これによりまして四十八年度におきましては、約三億円の交付金が産炭地域六条市町村に対し交付される見込みでございまして、従来五十ないし六十の市町村しかなかった補助率引き上げが全六条市町村、いわゆる百五の市町村に及ぶこととなつた次第でございまして。

なお、法律改正の点につきましては、前々から御指摘がある点でございまして、上記予算措置等引き続き講ずることをもちまして、本国会での改正は一応見送らせていただくというところ

でございまして、なお継続的に検討していきたいと思ひます。

なお、四十九年度の予算額は、昨年度の三億円に比しまして五億二千万円を計上いたしておる次第でございまして。

○鬼木委員 その程度で、ことは法改正という

ようなこともまだ考えていないということござい

も、大臣はわからぬ、われわれが答弁するじゃなく、よくあなたの方が大臣にお話を申し上げて、かようかくくしかじかでございまして、鬼木が言つておるのはこつたうわけでございますというふに、それが大臣を守ることであつて、大臣がえらいからといって遠くから見とおされることは

ありません。親しまなければいけない。また、中

曾根通産大臣は非常にそういう人情味あふれた、

ほんとうに見ているといひ相をしておる。よろ

しゅうございまして。私も長年中曾根大臣にはお

引き立てにあずかっている。

では、時間も来ましたので、またゆつくりひと

つ委員長やつて下さい。これは、石炭政策は大

事なことですからね。ようございまして。大臣ど

うもありがとうございまして。

○田代委員長 小宮武喜君。

○小宮委員 先ほどから各委員から石炭の見直し

の問題についていろいろ言われておりますけれど

も、そのときにあたりまして、御存じかと思ひま

すが、長崎県の軍艦島で知られる端島炭鉱が一月

十五日に閉山をいたしましたわけでございまして。

そこで、現在県にいても町にいても、それから、

労使ともに就職あつせん中でありまして、その矢

先に、ちやうど離職者の一人である四十七歳にな

る人が実家の熊本で首をくくつて自殺するという

事件が起きて、非常に関係者はショックを受けて

いるわけですね。そこで、本人の遺書にもないので

何が自殺の原因かについては明らかではありません

けれども、警察の調べでは、高年齢でもあるし、

やはり再就職の問題に悲観して自殺をしたものでは

ないかといふことを言つておるのです。したがつ

て、端島炭鉱のこの離職者たちの就職あつせん状

況はどうなつておるのか。それと、この離職者対

策について国としてどのような施策を講じておる

のか。まずこの点を最初に質問します。

○佐藤(嘉)政府委員 お答え申し上げます。

本年一月十五日に端島炭鉱が閉山いたしましたわけ

でございまして、この炭鉱の閉山に伴ひまして、

本鉱は離島でございまして、全員が移転就職を

せざるを得ないという実態がございまして。そう

いつた関係もございまして、私ももといたしまし

ては、長崎県当局とも連携をとりまして、地元

に臨時職業相談所を設置するというようなこと、ま

た、需要地の職業安定機関の職員によりまして現

地相談等を実施して、現在就職あつせんに鋭意努力

をいたしておるところでございます。

最近の、二月二十日現在の数字でございまして、

現在まで申し込まれました求人は、県内県外合

せまして約八千二百名ばかりの求人があつてお

ります。このうち炭鉱関係は約五百近い四百九

十七名でございまして。

こういつた求人受理状況でございまして、現在

の就職あつせん状況を申し上げますと、現在まで

求職を申し込みました方は六百六十五名で

ございまして。そのうち炭鉱等への再就職を含

まして就職されました方は百九十九名、二九・九

約三〇〇でございまして。

なお、残つております四百六十名の方を、私

どもとしては要対策者としてあつせんをしてい

なければならぬということでございまして、四百

六十名の中で、訓練校へ入校を予定されている方

が二十三名、現在就職内定照会中という方

が三百一十一名、その他九十名、そのほか、この

離島から移転をしようという方が四十二名お

られるわけでございまして。

そのような状況でございまして、私もとい

たしましては、現在の要対策者、すでに三〇

の就職は決定いたしておりますけれども、要対策

者につきましては、どういふ点が就職の阻害要因

になつておるかということで、個別に要因等を調

べまして、現在あつせんに努力をいたしておる

わけでございまして。

中に身体障害者の方、未亡人の方等もおられ

ます。身体障害者の方については、十名ばかりの

身体障害者がおられますが、すでに二人の方は

就職が決定したように承知をいたしております。

未亡人の方につきましては、まだそういった就職決定

という状況には至っておりませんが、今後とも過去の炭鉱職者対策の経験を生かしまして、しかも異常な難島ということで全員が移らざるを得ない、しかも四月には新しい学期が始まるわけでございます。そういった中で、私どもとしては現在鋭意努力をいたしておるといふような実情でございます。

なお、住宅問題がございしますが、長崎県当局が非常に御配慮をいたしまして、現在長崎県内の県営、市営の公営住宅で、もし希望がございすれば優先入居させるというふうな住宅は七百戸用意をいたしております。そのほか、私どもの雇用促進住宅七十戸ばかりの余裕もございしますので、住宅問題につきましては、県内への就職を希望される方につきましては、そういう手も打ってございしますので、御希望に応じまして具体的なあつせんを進めてまいりたい、かように考えております。

○小宮委員 この問題については、時間がございせんから、あとで詳しく聞くことにしまして、また再度質問する時間を持ちたいと思ひます。

そこで、本題に入りまして、石油ショックの問題で非常に石炭が見直されてきたというのは、各委員からいろいろ強調されておるところであります。しかしながら、石炭が見直されたといつても、はたして現状のままで増産体制がとれるかどうか、またそのためには労働力不足の問題、あるいは公害問題、あるいは企業の赤字の問題、いろいろあるわけですから、そういうような問題をやはり根本的に解決されなければこれは非常にむずかしい問題だと思ひます。したがしまして、私は、石炭問題はこれから新しいスタートに立つたというふうに理解しております。そのためには、スタートに立つ以上は、これまでの政府がとってきた石炭政策に誤りがなかったかどうか、その点についてまず政府の反省が必要だ。

したがしまして、これは通産大臣にお聞きしますが、これまでの政府がとってきた石炭政策に誤りがなかったかどうか、反省すべき点はなかったかどうかという点について、まず通産大臣の所

見を承りたい。

○中曾根国務大臣 反省すべき点は非常にあるように思ひます。先ほども申し上げましたように、六〇年代に安い石油が非常に利用できるというところから、そのほうに傾斜し過ぎまして、そのために石炭産業が荒廃するという面が著しく出てきた。もちろん、経済性というものを無視するわけにはまいりませんが、国のセキユリティーとか資源活用というふうな面、長期的に見ましてこの点は考へべき問題ではないかと思ひます。

最近の数字を見ますと、四十八年の上期におきまして、掘り出しの石炭がトン五千円ぐらい、重油が八千八百円ぐらい、カロリー両方九十銭ぐらいの由であります。そうなりますと、かなり石炭は対抗力が出てきておるように思ひます。重油が非常に上がつてまいりましたから。しかし、それでもいろいろ公害関係あるいは扱いの問題、そういう諸般の問題を考えると、まだ経済性において実面では劣るようであります。しかし、この正月以降になりまして、また重油の値段等が上がっている可能性がございします。そういう面を見ると、石炭もわれわれの政策いかんによつてはかなり活路が見出される可能性もなきにしもあらずであります。そういう面も考へてみて、過去においてわれわれがとってきた石炭の政策が必ずしも十全ではなかったのではないかと。経済変動によつてそういうことが現出してくれば、これは結果論ではありますけれども、われわれとしては大いに先見の明を見て対策を講じなければならぬところでもあつたと思ひます。そういう諸般の点をわれわれは反省して政策を正していかなければならぬと思ひております。

○小宮委員 大臣も反省しておられるということでございしますが、やはり政府として一貫したエネルギー政策というものは持ち合わせておられない。ただ、いまも話が出ましたように、重油と石炭が、重油が上がるとこれと競争できるというふうな考え方、コストの面からだけ考へて、それで

石炭が太刀打ちできるようになったから石炭を活用するとか見直すということだけでは、私はまだ安心できないと思ひます。問題はやはり、いままでの石炭にしろ食糧にしろ、安ければ外国から買うというふうな政策をとってきたからこそ、今度の中東紛争の問題に端を発して石油危機が起これ、そしてまた石炭が再見直されるということになつてきた。いまでも、ただ値段が、コストが合うから石炭を見直すというところについては、根本的に私は問題を感じます。

その意味では私は、基本的に国としての石炭の位置づけの問題、これは先ほどから各委員から言われておりますが、通産大臣が答弁したところをちょっと書いておきましたけれども、石炭は国民生活にきわめて重要であるので、基本的に洗ひ直して方向づけをする。私は、ただ方向づけと石炭の位置づけというところは若干異なると思ひます。ただ方向づけだけでは、この石炭産業というものは、ほんとうにそこに働く労働者が安心して働けない。石炭の位置づけをこうするという位置づけと方向づけとは、私は若干違ふと思ひます。あとからも質問しますけれども、日本は石油の依存率が一番高いわけですね。アメリカ、イギリス、西ドイツ等では、日本に比べて石炭の依存率が非常に高い。それはなぜかという、ただ将来の方向づけというだけではなくて、先進諸国では、石油というものは有限である、有限である以上はいつかはなくなるという思想に立つて、石油の次の安定したエネルギー源としてはやはり原子力だ、しかしながら、いまのような原子力の状況では、廃棄物の処理の技術問題あるいはその安全問題からなかなかそこまではいけぬので、その間のつなぎエネルギーとしての石炭の位置づけというものがはつきりしておる。

ただ日本では、いま方向づけと言われるけれども、それなら石炭の位置づけというものをどういうふうにするかということと方向づけとはやはり違ふ。そういうふうな意味で、諸外国のようにやれとは申しませんが、日本では位置づけと

いうものをどういうふうに考へておるのかということをおしこで明らかにしてもらいたい。

そういう意味で、通産大臣が先ほど言われておるように、総合エネルギー調査会に諮問するにしても、日本の石炭産業の位置づけをこうするんだということを明確に打ち出してもらわないと、いま石油危機がこうなつた、石油事情がまた好転をしてきたという場合、価格の問題で、たとえば原料炭が一般に上がつていく、労働者の賃金が上がつていく、コストが高くなつたということ、またこちらにいきなさい、あるいは海外炭を輸入するということになる。海外炭のほうがコストが安ければ、そこに傾斜をしてしまふ。そういうことになると、石炭産業の将来というのは、ここで各委員がある言っておられるけれども、私はそれでは根本的な対策にならぬと思ひます。

そういうふうな意味で、私は、ただ方向づけじゃなくて、石炭の位置づけというのをここでひとつ大臣に明確にしてもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。

○中曾根国務大臣 位置づけは、先ほど申し上げましたように、総合エネルギー調査会の答申をもつて正式にやりたいと思つておりますが、先ほど鬼木先生に御答弁申し上げましたように、私は、客観情勢その他を見ましても、積極的に前向きに石炭を活用していくという方向に時は来ている、そういう考へをもつてこの問題を取り上げてみたといふ申し上げました。そういう考へに立つてこの石炭の評価と総合エネルギーにおける位置づけといふものを考へてみたいと思ひますのであります。

○小宮委員 総合エネルギー調査会の結論は、先ほどの答弁では一年以内とか何とか言つておりましたけれども、大体いつごろ出ますか。

○中曾根国務大臣 一年としておりますけれども、そういう大抵な要点については六月ごろまでにどういふふうにお願ひしておつたと思ひます。

○小宮委員 それでは、石炭の位置づけについてはことしの六月ですか。

くかということにもかかっておりますが、現在の見通しで見ますと、私はわりあい可能性がもう出つつあるのではないかと、そういう気がいたしております。

○小宮委員　液化、ガス化して発電した場合の

ストと、いま大臣言われたように、石油を使って発電した場合のコストの問題は相当むずかしい問題だと思いますけれども、そういうようなコストの問題とやはり見合うものがなければ、なかなか実際液化、ガス化してみても、やはり石油との関係で非常に実用化の問題はむずかしいというふうな考へておられるのですか。このコストの問題はどうなるのか、その点もわかっておればひとつ説明していただきたい。

○中曾根國務大臣 コストの問題はまだ太刀打ちできないだろうと私は思います。しかし、クリーンエネルギーという面から見ますと、ガス化した石炭というのは完全クリーンエネルギー、つまり水素だけの要素になっておりますから、都会で発電所をつくるという場合には一番いいものじゃないか。そういう意味で、発電、送電のコストあるいは公害問題に対する手当て、住民の反応、そういういろいろな面を見ると、案外そういうものは可能性が出てくるのではないかと、私見しておるわけでありま。

○小宮委員 労働力確保の問題については、先ほどから質問が出ておりますからやめますけれども、いま各国の石炭企業ではかなり赤字をかかえて困っておるというような中で、こういった石炭の見直しの問題、再活用の問題、こういうようなことを考えた場合に、この石炭企業の赤字対策についてやはり技術的な対策を考える必要があるのではないかと、こういふように考えますけれども、この企業の赤字問題についてはどのような対策を考へておられるのか、ひとつ質問します。

○高木(徳)政府委員 企業の赤字に対する抜本的対策でございますけれども、御存じのように、一次から三次にわたります債務の肩がわりを実施いたしております。そのほか安定補給金、そのほか各種の補助金の交付を行なっておりますが、実情でございます。しかしながら、年々のコストアップを吸収できないために、採算割れで販売しているというのも実態でございます。したがって、基本的には需要家の協力を得まして適切な価格の幅

の単価アップをお願いせざるを得ぬのではないかと、いふふうな考へております。現に四十八年度の見込みでございますけれども、山元手取りで四千九百六十円、これは大手八社の平均でございますけれども、トン当たり四千九百六十円という山元手取りに對しまして、自産炭総費用、いわゆるコストでございます。これが七千二百二十円というふうなことで、二千二百五十円の赤字が出ておる。これに営業外の損益とかあるいは経常対策額等を入れますと、対策後の経常損益では千六百五十円というのが現在の赤字の状態でございます。これは八社の平均値でございます。

○小宮委員 それでは最後に今後の石炭産業のあり方の問題ですが、これまで石炭産業というのは、非常に斜陽化していった場合にどうなるかという点で、やはり石炭産業の国有化の問題とかあるいは公社化の問題とか、いろいろな試案とか、いろいろなものが出ておったようですけれども、この際、今後の石炭産業のあり方について通産大臣として考へておられる何らかの構想があるとするならば、ひとつその構想を説明願いたいと思つておる。

○中曾根國務大臣 石炭産業のあり方につきましては、国有化案とか公社案とか一元化の案がいろいろございまして。しかし私は、企業の協力、つまりいわゆる自由主義経済を基本にして、企業がみづから努力して雇用並びに地域社会の発展に貢献していくという、その努力をやはり評価したいと思つてございまして。なるほど、いま非常に苦しい部分がございますけれども、政府としては、石炭産業を助成して、そして企業の努力によってこの事態を克服するように、できるだけ保護政策も加えて、そして将来明るくなるように努力してまいりたいと思つてございまして。いま一番苦しいときであると思つてございまして。経営者や労働者の皆さんの御苦勞をわれわれは非常に感謝してるところでございますが、今後とも政府としても積極的なめんどろを見まして、この危機を切り抜けるようにいろいろ施策も講じて

いきたいと思つております。

○小宮委員 これで質問終わります。

○田代委員 多賀谷眞澄君。

○多賀谷委員 時間がございせんが、一言だけ。大臣、前の国会までは五次対策というものは非常に大臣の執念でした。しかし、この中間答申報告というものは、これは五次政策をどちらかといえど否定しているでしよう、中間答申というものは、五次政策というのは、その需要を見てもなかなかばかばかしい。原料炭も、鉄鋼が不振で、海外に開発した石炭すら引き取り得ない、こういう状態のもとに、しかし、労働者に対しては第四次答申には目標を掲げなかったから、一応この際目標を掲げましよう、こういういわば非常に消極的な状態だった。ところがこの中間報告は、御存じのようにがらんと変わつておるわけですね。ですから、もう五次政策というものは、個別の小さな政策は別として、大筋というものはこの際変わつておるんだ、今後、総合エネルギー調査会なりあるいは石炭産業審議会にお願いをして新政策を出すんだ、こういうふうに踏み切られたらいいと思つたのです。何か五次政策がしつちゅう大臣の答弁について回つておるんですよ。しかし、この前書きを見ますと、その基調というものは全然変わつておるんですね。その点は大臣もそうだろうと思つたのです。これをひとつお聞かせ願いたい。

と思つた。なるほどいまは、今度は石油が高くなつたから石炭見直されるだろうという。もし情勢が変わるとまただめだということになるとたいへんですから、やはり不動の方針というものを政府がはっきり示して、その具体的な問題は、これは私はエネルギー調査会なりそういうところで審議したほうがいいと思つた。ですから、この点をひとつ、ぜひ不動の対策と、それから魅力ある永続的な職場にいかにしてするか、それは機構を含めての問題ではないか、こういうふうに思つたのですが、御答弁を願いたい。

○中曾根國務大臣 その点につきましては、さっき鬼木先生に私が御答弁申し上げましたように、石炭産業の活路を見出す、あるいは明るいものにしていく、という自分の非常な悲願、意欲を持つておる、そういうことを申し上げたことでもある程度御了解いただけたと思つたが、その際、五次答申も含めてこの総合エネルギー調査会の答申によつては洗ひ直してみ、そういうことを申し上げた。しかし、現在五次答申をやつておる最中ですから、これを否定するということはおきません。現にその土台の上に乗つてやつておるわけでありまして。しかし、かなり大きな変動がいま起きつとすると私は自分で感じておるわけでありまして。したがって、この総合エネルギー調査会の答申を得たら、そのときのいろいろな情勢を把握しつ、情勢によつては五次答申自体も点検し直す、そういう余地を持つておるということをお示ししたので、あの中間報告というものは、ひとつ一むち入つて馬が少し元氣になり始めた、そういうようなものであると私自体は感じております。

○多賀谷委員 大臣がそう言われれば、私、質問せざるを得ないのですけれども、五次答申の基調というものはいまの情勢と全然違ふでしよう。それはいま経過的に五次答申を、政策を進めざるを得ないから進めておるのです。五次答申の基調というものは全然変わつておるのです。五次答申の基調を読んでごらん下さい。全然変わつておる。

ただ、いま経過的に政策を進めておるだけなんです。五次答申というものは経過処置になつてしまつたのです。ですから、もうここまでは情勢が来たら、経過的処置としていまわれわれは評価せざるを得ない。ですから、五次答申を含めて検討する、あたりまえのことです。情勢が全部変わつておるわけですから、気持ちはず違つておるわけなんです。五次答申は現在つなぎの政策にいますけれども、新政策が出るまでは、こういうふうにひとつはつきりされたいんじゃないかと思ひます。

○中曾根国務大臣 そこはなかなかデリケートなところ、五次答申を必ずしもつなぎの政策とばかり断定するにはまだ早い。五次答申にもいろいろ内容が含まれております。しかし、五次答申の予見しなかつた大きな変動が起きておることも事実であります。そういう場合にどちらに重点を置いていくかということになりますと、大きな変動というものを自覚せざるを得ない、そう私は思ひます。率直に言つて、総合エネルギー調査会の各見識ある人々の判定を自分でも一回よく消化しながら、この五次答申を含めて石炭の新しい進路をどこに見出すか考えてみたいと思つておるわけでありま。

○多賀谷委員 大臣、予定の会議があるそうですが、この問題はあとに保留しておきたいと思ひます。

そこで、これは労働大臣にお尋ねしたいと思ひますが、おそらく労働者確保の問題が最大の問題ですよ。なるかならないか、すなわち再建できるかどうかというものは、労働者をどう確保するか、こういう問題に尽きると思ひます。従来は何か確保ができたのは、閉山炭鉱がありました。ですから、その閉山炭鉱から別の炭鉱に来る労働者をいわば引きとめて、そして何とか確保できた。しかし先ほどの議論のように、もう閉山炭鉱というものはほとんど予定できない。そうするとどうしても年齢が高年齢になりますから、新規労働者を入れざるを得ないという事態に

なるわけなんです。ですから新規の労働者をどうして確保するか。しかも職場が非常に不安定な職場では困ります。また、不安定な職場ならわれわれも認めるわけにいかない。若い諸君をそんな不安定な職場に入れるわけにいかない。ですから、かなり永続的な職場であるということ、これが必要であります。これがためには、通産行政が抜本的対策をしていただかなければなりません。何か労働省のほうでも手伝いができないものだろうかという感じですね。労働省のほうも労働確保として援助をできないだろうか、こういうふうに考えるわけですが、何か施策がありましたらお聞かせ願ひたい。

○長谷川国務大臣 石炭を見直すほんとするに大事なことだと思つております。従来は、多賀谷議員のおっしゃるとおり、求人があった場合にほかの職業者より先に炭鉱職業者の方々をこあつせん申し上げる、こういう姿勢をとりながら、一方においては、何とかしてしましてもあれだけの炭鉱ですから、鉱山の安全、こういうものにはさらにほんとうに気をつけなければいかぬ。私自身も気がつくのですが、やはりおやめになつた方はなかなか戻らない方もあるでしょうし、ことにあなたのおっしゃるとおり、新しい労働力を入れるということになれば、やはりこれは国全体として、従来も国の助成、援助などがありました。通産省との連絡のもとに、また、私のほうでできるいい知恵などがありましたら、そういうものなどについて御見解を示していただきながら、私は、エネルギーの大事な問題としてここまで踏み切つたときに、労働省としてせつかくできるものがあつた場合には懸命に御加勢申し上げたい、こう思つております。

○多賀谷委員 いままでは流出する労働者の住宅確保——先般も予算委員会でも問題になつておりましたが、雇用促進事業団を通じての住宅確保の問題がありました。いまは合理化事業団を通じてこの住宅確保の融資がいておるわけですが、労働省も、一方は職業者、一方は雇用する労働者と

こうなかなか割り切れないところもあるでしょうけれども、しかし事実上、これが日本の炭鉱の姿なんですよ。この矛盾したような政策が出てくるのはやむを得ないですね。ですから、先般もお話がありましたように、一回封鎖した炭鉱をまた掘り立てくれ、これは日本の炭鉱のいまの政策が行つたり来たりしている、試行錯誤している、これは残念ながらやむを得ないいまの現状じゃないか。そこでやはり労働省のほうからも、たとえば住宅の確保問題、こういうのも失業保険会計その他から援助してもらいたい、こういうふうに考えるわけですが、これもひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 やはり環境というものがなかなか大事だと思つております。でありますから、従来も雇用促進事業団などが環境づくりにお手伝いなどもしておりますが、そういうものをさらに見直すという時期に御加勢申し上げるとか、あるいは住宅のほうは、実をいうと余っているものなどもあり、補修とかいろんな問題等々もあるようでございますが、いままで縮小したために余つていふという話なども出ておりますので、いますぐどればどうしようというわけにいきませんけれども、なるほどあなたのおっしゃる住宅の問題等々も一つの問題として私のほうで検討することが必要というところであれば、これは総合的に考える大仕事なときでございますから、やはり安全の問題と、雇用が安定してそこに働いていただく、しかも力仕事、こういうことを思ひますと、ちやうどお互いが一生懸命やる大事なときじゃないかという感じが持っておりますので、御指示いただいた点は検討させていただきます。

○多賀谷委員 最後に例の緊急就労対策事業の閣議決定の期限が、ことしの三月三十一日で一応切れることになる。四十九年度からいけばそういう閣議決定はないのですが、しかし、努力によりまして予算がついております。そこで、これはどういふふうに関連決定されるつもりであるか。この特別会計は昭和五十一年度

まであるわけです。ですから、三年間予算措置としてそのまま継続するという閣議決定をされるつもりであるかどうか、最後にその点をお聞かせ願ひたい。

○長谷川国務大臣 炭鉱職業者の緊急就労事業については、多賀谷さんのおっしゃるとおり四十九年度は予算をつけてあります。いまから先の問題は閣議決定でございますが、期限延長については、今後の事業の継続方式について検討をしております。近く何らかの措置をしたい、こう思ひます。

○多賀谷委員 何らかの措置というのはどういう意味ですか、もう少し具体的に。どうせ三月の初めごろ出されるわけでしょう。

○長谷川国務大臣 歯切れが悪くて悪かつたのですが、やるという気持ちでその方式について検討している、こういうことで御理解願ひたいと思ひます。

○田代委員長 次回は来たる二十八日午前九時三十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時二分散會